

## ソ連とポーランドの歴史的関係の諸問題

——主にスターリン霸権主義と関連して——

柴田政義

### 目 次

- はじめに——なぜポ・ソ関係を取り上げるのか
- (1) 科学的社会主义理論の創始者達によるポーランド問題観
  - (2) ポーランド・ソヴェト戦争(1920～1921年)の性格にかんする問題
  - (3) ポーランド・ソヴェト不可侵条約締結とその性格にかんする問題
  - (4) ポーランド共産党解散問題
  - (5) 独・ソ不可侵条約、同友好・境界条約およびそれらに付随する各秘密議定書の締結にかんする問題
  - (6) 「カチンの森」事件
  - (7) ワルシャワ蜂起とソ連軍の動向にかんする問題
  - (8) 戦後ポーランド領土・政権問題
  - (9) 「人民民主主義」論争とゴムウカ失脚問題
- おわりに

### はじめに——なぜポ・ソ関係を取り上げるのか

本稿の課題は、ロシア十月革命以降、第二次世界大戦後のポーランド「人民民主主義」の形成とそのスターリン型ソヴェト化への転換にいたる時期のポ・ソ両国関係の諸問題について、主にスターリン霸権主義との関連で考察することである。

第二次世界大戦中から戦後数年間にかけて、「人民民主主義」が形成され、それが1948年頃を境に、スターリン型の「ソヴェト体制」に転化していったのは、ポーランドに限らない。他のいくつかの中・東・南欧諸国でもみられることである。では、本稿でポーランドを取り上げるのはなぜか。

それは、ポーランドが、他の国々とくらべて、ツァー・ロシア時代から、ロシア十月革命後のソ連、とりわけスターリンの外交政策との関係において、特別に複雑で困難かつ従来未解明の諸問題をかかえている、と思われるからである。すなわち、スターリンの中・東・南欧諸国にたいする戦中から戦後にかけての霸権主義的政策を理論的に考察する準備の一つとして、当該時期のポ・ソ関係を取り上げることが重要な課題の一つと思われるからである。

次は、筆者の従来の「東欧人民民主主義」にかんする研究方法上の反省と関連している。筆者

は、はじめ、「東欧人民民主主義」をめぐるソ連研究者を中心とした国際的論争を紹介しながら、ソ連のマニコフスキやソボレフなどの研究方法と見解とを批判した（「ヨーロッパ人民民主主義論史」、「歴史評論」、1967年、No. 204～205、No. 207～208）。

そこでは、彼らの結論は異なるとはいえる、歴史的諸条件のいちじるしく異なる当該諸国を「十把一からげ」にして論じる公式主義的方法を批判して、各国ごとの問題点を提起した。その限りでは、一定の積極的意義をもっていた、と思われる。

そのような見地から各国ごとのその歴史的過程を概括しようとしたのが、拙著、『人民民主主義の史的展開』（上・下）（1976年、大月書店）であった。

しかし、そこでは、文献上の制約とは別に、方法論上の重大な誤りがあった。一つは、国別にみる余り、当該諸国全体にわたり、その歴史的過程に決定的影響を与えたとみられるスターリンとソ連の対「東欧」政策についての考察が、基本的に欠落していたことである。

二つには、そのことと関連するが、この「人民民主主義」の形成・展開の歴史的過程をもっぱら「資本主義的蓄積の諸法則」の作用の各国における現れとみる考え方である。これは、経済決定論的な誤りといわざるをえない。

このような筆者の方法論上の誤りを正すには、スターリンとソ連のこれらの国々への当時の政策が改めて伝え直されなければならない。そのことを行ううえで、上述した理由により、本稿で、ポ・ソ関係を取り上げるのである。

さらに、すでに当該諸国における「スターリン型体制」は崩壊し、ソ連でも共産党の解体とソ連そのものの崩壊がすんでいる。その過程の根源を問うためにも、遅ればせながら、このような研究も無意味ではなかろう。

最後に、このような研究にとっての有利な条件が生まれてきている。それは、「ペレストロイカ」を機に、ポ・ソ歴史家による両国間の歴史の「空白」を埋める研究が行われ、その成果が公表されるようになりはじめていることである。

あえて、時期おくれという批判も予期した上で、本稿を執筆した次第である。

## （一）科学的社会主义理論の創始者たちによるポーランド問題観

本論に入るに先きだち、ソ連霸権主義の元兇ともいえるスターリンの対ポーランド政策・「社会主义」理論との対比という意味で、マルクス・エンゲルスおよびレーニンのポーランド問題観および民族問題観を、ごく簡単に概括してみることとする。

### （1）マルクスとエンゲルス

ポーランドは、1772年から1918年11月の独立にいたるまで、3次にわたり、国土の一部（第1次分割——1772年、第2次分割——1793年）または全部（第3次分割——1795年）を、プロシア、オーストリア、ロシアによって分割・支配してきた。

このことは、ポーランドの社会的・経済的発展に大きな困難をもたらした。反面、それは、ポーランド人のあいだに、反ロシア・反ドイツ的感情をともなう民族主義的気運および情熱的で不屈な民族性をもつちかった。

たとえば、ナポレオン戦争を自分たちの民族解放戦争とみ、ナポレオンのモスクワ攻略戦にドンブロフスキ将軍傘下の10万人のポーランド軍団が加わった。当時の諸条件のもとでは、ナポレオンの敗北は、ポーランドのツァー・ロシアによる支配への回帰を意味したのであり、事実、そうなった。

ナポレオン敗北後、ポーランドは、ツァー・ロシアに支えられた「神聖同盟」のもとで、改めて上記3ヵ国の分割支配下におかれた。

そのもとで、ポーランド民族解放運動が、主に貴族を先頭として、高まった。大規模なものにとっても、1830年11月のワルシャワ蜂起、1848年のヨーロッパ大陸におけるブルジョア民主主義革命とかかわって起こったクラクフ蜂起、ポズナン蜂起、等々があり、激しく、ねばり強くたたかわれた。

マルクスとエンゲルスは、これらの問題を歴史的=具体的に分析し、ポーランドの独立問題を、ヨーロッパ労働者階級の解放にとり、不可欠の前提条件とみなした。それは反動的で時代おくれのツァー・ロシアに支えられた「神聖同盟」と、その上に立つ反動的な「ウイーン体制」が、ヨーロッパ労働者階級の搾取と抑圧とからの解放にとり、最大の障壁となっていたからである。

マルクスは、第一インタナショナルの「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」の第9項目でポーランド問題をとりあげ、次のように述べている。

「なぜヨーロッパの労働者はこの問題をとりあげるのか？それは、まず第一に、中間階級の著作家や煽動家が、大陸のあらゆる民族、いなアイルランドをさえ庇護しながら、この問題については黙殺の陰謀をめぐらしているからである。この沈黙はなんによるもので、またどこからくるものか？ 貴族とブルジョアの双方が、背後にひそむ暗黒のアジア的強国こそ、潮のように押し寄せる労働者階級の台頭を防ぐ最後の拠りどころだと考えているためである。この強国を現実に打破することは、ポーランドを民主主義的基礎の上に再興することによってのみ、可能である。」（『全集』⑯、197～198ページ）

エンゲルスは、1875年12月4日付のヴァレリ・ヴルブレフスキへの手紙のなかで、次のように述べている。

「私はつねにポーランドの解放を、ヨーロッパのプロレタリアートの終局の解放、とりわけ他のスラヴ諸民族の解放の礎石のひとつとみなすでしょう。ポーランド国民の分割と隸属がつづくかぎり、ポーランドを分割した者どものあいだの神聖同盟……もつづくでしょうし、また宿命的な必然性をもってつねに再現してくるでしょう。ポーランド万歳！」（『全集』⑬、142～143ページ）

## (2) レーニン

レーニンは、前二者とくらべて、ポーランド内外の歴史的諸条件の変化にともない、彼らとは

異なる見方をしている。また、彼は、「民族の牢獄」といわれたロシアでのプロレタリア革命と関連させて、民族問題の具体的・原則的な把え方と関連させてみている。

すなわち、帝国主義時代に入るにつれて、ポーランドでも、国土を分割されながら、資本主義が発生・発展し、労働運動も発生・発展し、19世紀末には社会民主党も結成されるようになつた。1905年のロシア第一革命のさいには、ポーランドでもそれと連帶した革命運動が起こつたが、敗北に帰した。

第一次世界大戦のなかで起こつた1917年のロシア十月革命によって樹立されたレーニン指導下のソヴェト政権は、1917年11月2日、「ロシア諸民族の権利宣言」を発し、翌年3月3日締結した「ブレスト・リトフスク条約」で、ロシアがリヴィオニア、クールラント、リトアニア、エストニア、ポーランドを放棄し、フィンランド、ウクライナを自治共和国として承認し、同年8月、3ヵ国によるポーランド分割条約の無効を宣言した。他方、ドイツにおける1918年11月革命と降伏、同年10月のウィーン革命とオーストリア・ハンガリー帝国の崩壊があいつぎ、ポーランド人は、1918年11月18日に悲願の独立を達成した。

このような歴史的諸条件のもとで、レーニンは、前二者のポーランド問題にかんする見方について、当時としては「巨大な第一級の意義」をもつてゐたと評価しながら、他方、20世紀では、それらは正しくなくなつたとして、前二者の見解の歴史的制約性を指摘し、次のように述べている。

「自由な民主主義運動と自主的なプロレタリア運動までが、多くのスラブ諸国、最もおくれたスラヴ諸国の一であるロシアでさえおこつてきている。貴族的ポーランドは消えうせて、資本主義的ポーランドに席をゆづつた。このような状況のもとで、ポーランドは、その独占的な革命的意義を失わざるをえなかつたのである。」(『全集』、㉚、463～464ページ)

こうして、レーニンは、ローザ・ルクセンブルグらによる民族自決権の軽視または否定の傾向を批判し、帝国主義時代初期における民族問題について、民族自決権の承認という原則と民族問題・民族運動の歴史的=具体的な把握の原則という2つの原則を、民族政策と関連させて提起している。

第一の「民族自決権」の承認とは、「民族が民族としてもつ自由」、「分離の自由、自立した民族国家を創設する自由」(「民族自決権について」、『全集』、㉚、450ページ)のことである。

レーニンは、それは資本主義のもとでも実現可能であるが、それをふくむ民主主義のための闘争と社会主義革命のための闘争との不可分性を強調している。

すなわち、「社会主義は、つぎの二つの意味で、民主主義がなければ不可能である。(1) プロレタリアートには、民主主義のための闘争によって社会主義革命の準備をしていなければ、この革命を遂行することはできない。(2) 勝利した社会主義は、民主主義を完全に実現しなければ、自分の勝利を維持し、人類を國家の死滅へ導くことができない。」(「マルクス主義の戯画と『帝国主義的経済主義』について」、『全集』、㉚、77ページ)

ただし、レーニンは、この「民族自決権」の承認について、次のような注釈をつけ加えている。

「この要求は、けっして分離、細分、小国家の形成の要求と同じではない。この要求は、あらゆる民族的抑圧にたいする闘争の首尾一貫した表現を意味するにすぎない。民主主義的な国家制度が分離の完全な自由に近づけば近づくほど、実際には、分離の欲求はそれだけ少なくなり、弱くなるであろう。というのは、経済上の進歩の見地からしても、大衆の利益の見地からしても、大國家が有利なことは疑いなく、これらの利点は、すべて資本主義の発展とともに増大するからである。」（『社会主義革命と民族自決権』、『全集』、㉙、168～169ページ）

第二の原則については、レーニンは、マルクスやエンゲルスのポーランド問題やアイルランド問題の考え方を学んだものである。すなわち、「特定の時期の特定の国の民族問題と民族運動の具体的な特殊性とはどんなものであるか、という問題」を歴史的＝具体的に、つまり「歴史的＝経済的」（『民族自決権について』、『全集』、㉙、428、422ページ）に把える研究方法である。

なお、レーニンは、民族問題と関連して、従来からの抑圧民族と被抑圧民族それぞれの民族的感情を重視している。

資本主義のもとで、民族自決の実現は可能であるといっても、人民のたたかいなしで自動的に実現するものではなく、放っておいたままでは、民族的抑圧はなくなる。それに起因する抑圧民族と被抑圧民族との民族的反目は、社会主義革命が成功したからといって、直ちに自動的に消滅するものではない。

「民族的反感は、そう急速には消滅しないであろう。抑圧民族にたいする被抑圧民族の憎悪、しかもまったく正当な憎悪は、なおしばらくのところであろう。それは、社会主義が勝利したのちに、そして諸民族のあいだにまったく民主主義的な関係がうちたてられたのちに、はじめて消滅するであろう。」（『自決にかんする討論の総括』、『全集』、㉙、413ページ、傍点はレーニンによる）

このため、レーニンは、「抑圧民族の民族主義と被抑圧民族の民族主義、大民族の民族主義と小民族の民族主義とを区別すること」（『少数民族の問題または『自治共和国』の問題によせて』、『全集』、㉙、718ページ）を重視し、とくに抑圧民族、大民族に属する者は、「歴史的実践のうちで、ほとんどつねに数かぎりでない強制の罪をおかしている。それどころか——自分では気づかずには、数かぎりない暴行や侮辱をおかしている。」（同上、718ページ）このような「抑圧民族、すなわち、いわゆる『強大』民族……にとっての国際主義とは、諸民族の形式的平等をまもるだけではなく、生活のうちに現実に生じている不平等にたいする抑圧民族、大民族のつぐないとなるよう、不平等をしのぶことでなければならない。このことを理解しなかったものは、民族問題にたいする真にプロレタリア的な態度を理解せず、実は小ブルジョア的見地にとどまっているものであり、したがって、たえずブルジョア的見地に転落せざるをえないのである。

プロレタリアにとってなにが重要か？ プロレタリアにとって重要であるばかりか、ぜひとも必要なことはプロレタリア階級闘争にたいする異民族の最大限の信頼を確保することである。このためにはなにが必要か？ このためには、歴史上の過去にたいする異民族が『強大』民族の政府からこうむった不信、疑惑、侮辱を、異民族にたいするその態度により、その譲歩によってなんとかしてつぐなうことが必要である。」（同上、718～719ページ）したがって、「大民族」は、

「少数民族にたいする譲歩とおだやかさの点で行きすぎるほうが、行きたりないよりはましである。」(同上, 718~719ページ)

レーニンは、同様の趣旨の発言を、たとえば、「民族自決にかんする討論の総括」においても行っているが、引用文が長くなりすぎるので、ここでは省略する(『全集』, ㉚, 378ページ参照)。

このような見地から、レーニンは、労働者階級とその政党にたいし、次のような忠言をしている。

「プロレタリアートは、社会革命をなしとげたというだけの理由では聖人にもならなければ誤りや弱点に陥らないという保障もない。しかし、おそらくおかされるであろういろいろな誤りは必ずプロレタリアートにこの真理をさとらせるであろう。」(「自決にかんする討論の総括」, 『全集』, ㉚, 413ページ)

レーニンは、あわせて、大ロシア民族主義、とくに非ロシア人によるその害悪を指摘するとともに、ポーランド人にたいする蔑視をいましめている。

このレーニンの主張は、スターリンの霸権主義を研究するうえで、重要な示唆を与えてくれている、といえるであろう。また、経済的破綻とその克服としての「ペレストロイカ」とそれを促進する手段として提起された「グラスノスチ」のもとで、スターリンによって実現されたソ連の東欧諸国への支配の放棄にもかかわらず、スターリンが暴力的にソ連に併合した諸国・諸民族のソ連からの「分離」・民族的独立の要求を認めず、武力行使さえしたゴルバチョフのもとで、ソ連共産党自体とソ連邦そのものの解体を迎えるにいたった現状の理論的解明のためにも、これらのレーニンの所説は、役立つであろう。

## (二) ポーランド・ソヴェト戦争(1920年~1921年)の性格にかんする問題

これは、本稿において唯一のレーニンによる指導の性格にかかわる問題である。

ポーランドでは、独立達成後、政権獲得をめぐる政争があった。1919年、社会党出身のピウスツキ将軍が、「大ポーランド主義」を標榜する民族民主党と手を結び、国家元首となるとともに軍を掌握し、パデレフスキ連立内閣を成立させた。

ピウスツキは、リトアニア、ベラルーシ、ウクライナおよび他のバルト諸国を民族自治の原則による「連盟国家」に再編成し、その中心的役割をポーランドが果たすという「連盟構想」(加藤一夫「ポーランド・ソヴェト戦争(1919~1920年——民族自決の決算)」, 東欧史研究会「東欧史研究」, 第8号, 1985年, 26ページ)を提起し、それを「ロシア帝国主義に対抗する『防壁』の役割を果たすもの」(同上, 26ページ)と、位置づけた。<sup>(1)</sup>

(1) 加藤氏は、このポ・ソ戦争の時期を1919年~1920年としているが、ポーランド軍がキエフ遠征作戦をはじめたのが1920年4月25日で、赤軍の敗北後休戦協定が締結されたのが1921年3月12日、リガ講和条約が結ばれたのが同月18日であったことをみれば、戦争の期間は、1920年~1921年とするべきではなかろうか。それとも、これは、ミス・プリントによるものであろうか。

1920年4月25日、ピウスツキは、反共的ウクライナ政府と結んで、キエフに侵攻し、ポーランド・ソヴェト戦争がはじまった。それは、ソヴェト側にとって、主要資本主義国によるソヴェト政権打倒をめざす干渉戦とそれに呼応した国内反革命勢力による国内戦にたいする死に物狂いの抵抗の成功によって、ソヴェト権力が、勝利と平和のうちに経済的再建に着手しようとする矢先のことであった。

ピウスツキは、ウクライナ執政府の長ペトリューラと協定を結び、西部ウクライナと西部ヴォヴィンをポーランド領とするとともに、一時はキエフ占領にも成功した。

しかし、翌5月から反撃に転じた赤軍は、キエフを奪回し、7月にはポーランド独立時（1918年11月）の国境線に迫り、8月にはヴィスワ河にたっし、ワルシャワ攻防戦がはじまった。ここでフランスの支援をうけたピウスツキのポーランド軍が反撃に成功し（「ヴィスワの奇蹟」）、戦争の形勢は逆転し、ポーランド軍がベラルーシとウクライナの西部を占領するにいたった。

その間、英外相カーゾンによるポ・ソ国境線（「カーゾン・ライン」と呼ばれ、第二次世界大戦終結時の両国間の国境線の画定にも大きな影響を与えた）を提案し、フランスもそれを支持したが、ピウスツキはうけいれずに東進し、1921年3月、ソヴェト側の大幅な譲歩によって、両国間で休戦協定（12日）が、ついでリガ講和条約（18日）が調印された。それは、民族的生活ラインによってみれば、約250キロメートルも東に、つまりポーランド側に有利なものであった。ポーランドは、西ウクライナ、西ベラルーシ、リトアニアの一部を自国領とした。

ここでの問題は、この戦争の歴史的・政治的性格をどのようにみるか、という点にある。

ソ連側での従来の「公的見解」は、この戦争はフランス帝国主義に支援されたポーランド軍によるソヴェト政権打倒のための干渉戦の一部（第3波）というものである。

レーニンは、この戦争の初期には、「ポーランド戦線に出発する赤軍将兵にむかってした演説」（1920年5月5日）で、次のように述べている。

「われわれは自国の地主と資本家を打ちやぶることができた。われわれはポーランドの地主と資本家をも打ちやぶるであろう。われわれはみな今日ここで誓わなければならない。ポーランドの地主と資本家を勝利させないように、われわれはみな一致団結すると、おごそかに約束しなければならない。自由で独立のポーランド共和国の農民と労働者万歳！ ポーランドの地主と資本家をたおせ！ 労農赤軍万歳！」（『全集』、⑩、116～117ページ）

レーニンは、赤軍の進撃に呼応して、ポーランドの農民・労働者が自国の地主・資本家にたいして決起することを期待していたようである。もし、そうなれば、ドイツ革命にも影響を与えたかった。

しかし、結果は異なり、赤軍は敗北し、リガ条約の締結にいたった。

このことにつき、リガ条約調印後の1920年10月に、K・ツエトキンとの対話で、レーニンが個人的に自己批判を行ったといわれるが、公的には、ロシア共産党（ボ）第10回大会（1921年3月）における中央委員会政治活動報告において、次のように自己批判している。

「われわれの攻撃、ワルシャワの近くまであまりにも急速に進撃したさい、誤りをおかしたこと

は疑いない。私はそれが戦略上の誤りであったか、それとも政治上の誤りであったかを、いまここでできわめようとはおもわない。それは本題からはなれすぎたことになろうから——それは将来の歴史家の仕事になるにちがいないとおもう。困難なたたかいのなかで、引きつづきすべての敵を撃退しなければならない人々には、歴史的な探求に没頭するどころではない。しかしどのみち誤りはあったのであり、そしてこの誤りは、われわれが、われわれの力の優越を過大視したことによってひきおこされたものである。」(『全集』、②、179ページ)

彼は、この一文につづいて、彼らの力の優越性の経済的条件、この戦争によるポーランド人(小ブルジョア分子をふくむ)のあいだの愛国的感情の覚醒など、複雑な諸条件があったことを認めうえで、彼らの「誤り」を「事実」として認めている。

そこで問題となるのは、レーニンたちが犯した誤りの性格についての検討である。引用文がしめすように、この解説を、レーニンは後の歴史家に托しているのである。

すでに述べたように、旧ソヴェト側の立場からの公的見解は、このポ・ソ戦争を、ブルジョア・地主ポーランドによるソヴェト政権打倒のための干渉戦の一部とみるものであり、レーニンのいう誤りとその性格の分析については立ち入っていないのが、普通である。

これにたいし、レーニンのいう誤りは、軍事的側面での誤りもあるが、基本的には、ポーランド労働者、農民のあいだでの民族主義感情の軽視という政治的誤りにあったという見解、さらに、この戦争を、レーニンが勝利のうちにドイツ革命の展開との関連でみていたという見解もある。

たとえば、イタリアのG・ボッファ、『ソ連邦史』によれば、「ヴィスワの奇跡」の原因の一端をソヴェト側の軍事的な誤りとそれをめぐるトロツキーとスターリンとの「公式の場での最初の衝突」と後者への責任を指摘しながらも、ソヴェト側からみての失敗の「基本的な原因また不成功の主たるもの」を「政治的なもの」とし、ポーランド農民・労働者のあいだにおける「民族主義が、この場合あきらかに勝者であった」(G・ボッファ著、坂井信義・大久保昭男訳、『ソ連邦史』、①、1979年、大月書店、141ページ)としている。

そのさい、ボッファは、ソヴェト政府の要求は、領土問題ではなく、ポーランドに武装労働者による民兵の創設だけであったとし、トロツキーのワルシャワ攻撃命令には、この都市の向うでの「ドイツ革命家たちとの邂逅が見こまれていた」(同上、141ページ)、とみている。

柴田三千雄・水谷勤著、『世界現代史』(1985年、山川出版社)は、書名にふさわしく、世界史的視野で、問題をとらえている。

「この戦いは世界革命にかけるソヴェト政権とそれを阻もうとするヴェルサイユ体制のあいだの決戦のひとつであった。フランスの援助をうけたポーランドは赤軍を撃退し、ヴェルサイユ体制は救われた。」(同上、202ページ)

これは、世界史の大きな流れのなかでのポ・ソ戦争の推移にかんする真実的一面をついたものといえよう。反面、ポーランド人民の民族的感情とか、ソヴェト指導者によるその軽視などという、当事者の具体的な問題点の指摘は、その陰にかくされてしまっている。

これにたいし、加藤一夫は、ポ・ソ両国間の戦争を世界史の流れのなかに位置づけて把えよう

とする姿勢をしめしている（前掲、「ポーランド・ソヴェト戦争（1919—1920年——民族自決の決算）」）。

すなわち、ポーランドの態度を「ロシア帝国主義に対抗する『防壁』の役割を果たすもの」（同上、26ページ）と規定するとともに、いずれにせよ、この戦争が、その後のポーランドとソ連との歴史だけでなく、現在にいたるまでの国際関係の歴史に決定的な影響を与えたことは確かである（同上、25ページ）としている。

彼は、そのうえで、戦争の経過を要約しながら、戦争の性格について、次のように述べている。

「ソヴェト側からみると、この戦争は挫折した革命戦争なのである。確かに、当初は、『白色ポーランド』から革命を守る国内戦と同じものと理解されていた。しかし、1920年6月のキエフ奪取以後、その性格は変わった。

レーニンは、当初から、この戦争を両国間の民族戦争になることを恐れていた。彼は、この戦争を、単なる領土問題の紛争とはせず、ポーランドのブルジョア・地主を敵とし、しかも彼らが協商国に援助されていることから、戦争は必然的に西欧帝国主義との戦いになると主張していた。しかし、赤軍の攻勢が強まり、勝利が（「の」の誤植か——引用者）展望が開けてくるにつれて、レーニンは、『ヴェルサイユ体制の重心』がワルシャワにあるから、その重心をたたくことでヴェルサイユ体制に挑戦するという、より積極的な姿勢を出してくる。彼は、ドイツ革命とロシア革命とを結びつける『赤い架橋』としてのポーランドの革命を構想した。I・ドイツチャーによれば、レーニンは、『赤軍の銃剣でヨーロッパを検診するつもりだった』のである。（同上、33～34ページ）

加藤によれば、レーニンによるこの作戦は、当時のボルシェヴィキ党の多くの指導者の反対にあった、といわれる（赤軍最高指導者トロツキー、ロシア共産党ポーランド・ビューローのK・ラーデク、ポーランド共産主義労働者党のマルフレフスキ、ジェルジンスキ、初期にはスターリンなど）。もっともその理由は明示されていない。

この加藤の論述によれば、ボッファより明確に、レーニンの誤りを、ポーランド農民・労働者の民族的感情の軽視または無視という政治上の誤りにとどまらず、後進国ロシアの革命の国際的孤立化を恐れた、あるいはそのことから焦った、レーニンの「武力」によるポーランドへの「革命の輸出」の企図と、それによるドイツ革命の再燃を夢みたということになるであろう。

もし、そうであれば、レーニンのこの問題での誤りの性格は彼自身がいましめていた、歴史的に形成されたポーランド人民の民族的感情の軽視または無視という政治的誤りだけではなく、武力による「革命の輸出」という政治的・原則的誤りというものであった、ということもできよう。

複雑な歴史的諸条件のなかでのこの問題について、ポ・ソ専門家委員会のあいだでも結論が出されていないようであるが、今後とも、検討を要する問題であろう。

### (三) ポ・ソ不可侵条約締結とその性格

1932年7月25日、ポーランドとソ連とのあいだで、不可侵条約が締結された。

ポーランドでは、1925年以降、経済情勢の悪化がすすみ（貿易収支の急激な悪化、ドイツとの関税戦争、財政危機、等々）、そのもとで政治的不安定性が増大した。そのなかでピウスツキがクーデターを敢行した。大統領に就任したピウスツキは、その権力を大幅に拡大・強化し、1928年には「サナツィア」（「健全化」）体制を樹立した。それは、政府にたいする「翼賛政党ブロック」を形成した。その後、1929～1930年頃には、ピウスツキによる権威主義的政治体制がうちたてられた。

ピウスツキは、ポーランドの「大国」化をめざし、従来の親仏政策を改め、ドイツおよびソ連にたいする「等距離外交政策」をとるようになった。

その現われの一つとして、ポーランド政府は、1932年7月15日、ソ連とのあいだで不可侵条約を締結した。これは、期限3年、失効6ヵ月以前にどちらかからの破棄通告がなければ、さらに2年延長されることになっていた。さらに、1934年5月5日の議定書で、その有効期限が1945年12月31日まで延長された。

これは、尾上正男によれば、「相互に侵略しないことを約束すると同時に、間接的に侵略一般を排斥し、締約国的一方が第三国にたいして侵略を行ったさいには、他方の締約国は不可侵条約そのものを廃棄できるようになっていた。」（尾上正男著、『独ソ不可侵条約論』、1962年、有信堂、305ページ）

それは、尾上によれば、「平和的性格」のものであった。

他方、ピウスツキは、1934年1月26日、ヒトラー・ドイツとのあいだでも、不可侵条約を締結した。

このポ・ソ不可侵条約について、スターリンは、第17回党大会（1934年）への報告のなかでふれている。それを要約すれば次のとおりである。

まず、それは、「ソ連の平和政策の成功のあらわれ」であり、従来両国の関係がよくなかったのにたいし、「接近関係とよぶ以外にはない別の関係にとってかわられつつあり」、「なによりも大切なことは、相互の疑惑によって毒されていた空気が、はればれとし始めたことにある」（『全集』、⑬、327～328ページ）と、一応積極的評価を与えている。

他方、彼は、「だからといって、目標とされた接近の過程が、最後的な成功を保障するにたりるほど堅固なものであると見なしうるというのではない」（同上、328ページ）と、ピウスツキのポーランドにたいする警戒の念をも表明している。

その要因として、彼は二つの問題を指摘している。

第一は、「ポーランド側の反ソ的気分」（同上、328ページ）である。第二は、「転換の理由」としての「ソ連同盟の力と威力の増大」（同上、328ページ）をあげている。

第一の点についていえば、確かにピウスツキに表わされるポーランドのブルジョア・地主だけでなく、農民・労働者のあいだでも伝統的に根強い反ロシア的感情があったが、その「小国の民族主義」の歴史的根源についての反省がまったくみられない。

第二の点についていえば、「現在では、弱いものは重視されないのがつねであり、強いものだけが重視されるのである」(同上, 328 ページ) という言葉にみられるように、露骨な「弱肉強食」をともなう「力の論理」の立場に立っていることをしめしている。

これらのスターリン自身の考え方の問題点が、その後の歴史の展開のなかで、より強くあらわれ、ポ・ソ間の関係を、いっそう困難で複雑なものとしていく要因として作用することになるのであろう。

#### (四) ポーランド共産党解散問題

1938年5月、ポーランド共産党は、ソ連における1937～1938年のスターリンによる「大肃清」の一環として、「とくに重大な損害」(メドヴェーデフ著、石堂清倫訳、『共産主義とは何か』、④、1973年、三一書房、359ページ) をうけた。

それは当時、ソ連でひろく無批判にもちいられた口実、すなわち、ファシストおよびトロツキストのスパイが共産主義運動を分裂させ、弱めるために、共産党内に潜入し、『分派』や『グループ』をつくり、指導部を乗っ取ろうとしている、というものであった。そして、ポーランド共産党は、彼らが指導部を乗っとったとして、コミニテルン執行委員会により、解散させられた。その主張は、ソ連共産党(ポ)第18回大会におけるマヌイルスキの報告によるものとされている(M・K・Dziewanowski, "The Communist Party of Poland" 2nd edition, 1976, Harvard University Press, 151～152ページ)

この結果、ポーランド共産党中央委員会書記長兼コミニテルン執行委員ユリアン・レシチンスキ(レンスキ)が逮捕され、殺された。ポーランド社会民主党、のちのポーランド共産党の創立者の一人でポーランド労働運動最長老ア・ワルスキーも70歳で銃殺された。40年以上ポーランド労働運動に没頭したヴェラ・コストシェヴァ(マリア・コシューツカ)も、彼とともに殺された。ほかに在ソ中の数十名の主要活動家が逮捕され、その大部分が殺された。西ウクライナと西ベラルーシの共産党の多数の指導的活動家も逮捕された。エリ・デー・ウォリフ、エー・アー・イーデリ、イー・カー・ロギノーヴィチ、エム・エヌ・マイスキ、エヌ・エヌ・マスロフスキ、アー・エス・スラヴィンスキ、その他である(同上、359ページ)。

しかも、このスターリンの暴挙は、丁度ポーランド共産党のイニシアチヴにより、ポーランドで反ファシズム統一戦線を創設するうえで大きな成功が遂げられた1938年夏に起こされたものであった。

このような、スターリンとコミニテルンによるポーランド共産党にたいする暴圧が、ヒトラーの侵略開始が翌年に迫っていたポーランド人民にとり、その総力を結集してたたかううえ

で、きわめて重大な障害をつくりだしたことは、いうまでもない。

この問題について、1956年2月19日付ポーランド統一労働者党機関紙「トリブナ・ルド」、ついで同月24日付コミニフォルム機関紙「恒久平和のために、人民民主主義のために」は、ソ連、ポーランド、イタリア、ブルガリア、フィンランドの5共産党・労働者党の共同声明を掲載した。<sup>(2)</sup>ソ連、ポーランドの両党以外の3党が加わっているのはなぜか、その理由は明らかにされていない。

(2) その全文は、不破哲三著、『スターリンと大国主義』(1982年新日本出版社、83～85ページ参照)

要するに、その内容は、このポーランド共産党解散と指導者の多くの殺害が事実無根のものであったことを認め、解散にいたるまでの同党および第二次世界大戦中に再建されたポーランド労働党の活動を賞讃するものであった。

しかし、その内容を読めば、いくつかの疑問を抱かざるをえない。

第一に、この措置が、「その後暴露された挑発者たちが偽造した根拠にもとづくものであった」といっているが、その「挑発者」とは誰であったのか、「偽造」とは何だったのか、不明である。

第二に、そのこととかかわるが、「ファシストおよびトロツキストのスパイがポーランド共産党指導部内に潜入し、それを乗っ取った」という判断を下した責任者は誰なのかも、不明である。あるいは、第一で指摘した「挑発者」と同一であるのかもしれないが、要するに不明である。

第三に、当時ポーランド領土であった西ウクライナと西ベラルーシの共産党组织にたいする措置にはふれられておらず、不明である。

第四に、ポーランド共産党解散にともなう犠牲者の人数・氏名・名誉回復措置については、一言もふれていない。

第五に、終わりの部分で旧ポーランド共産党の活動をたたえるとともに、ポーランド統一労働者党の「一枚岩の団結」と同党が「ポーランド勤労人民の指導勢力」となっていることとを強調している。しかし、この「共同声明」発表後4ヶ月目には「ポズナン事件」が起り、8ヶ月目には、「ポーランドの十月の春」事件が起こっている。後者にさいしては、ソ連党指導部は、フルシチョフ、ミコヤン、モロトフ、カガノヴィッチを空路ワルシャワに送り、かつて「チトー主義者」として追放されたゴムウカを党指導部に復活させようとするポーランド党に、そうさせまいとする圧力を加えようとして、逆に、ワルシャワ空港から彼らが追い返されるという一幕も起こっている。

これは、「スターリン批判」を行ったフルシチョフのスターリン的霸権主義の持続とその破綻のはじまりをしめすものであった。

ともあれ、このポーランド共産党解体とその在ソ幹部多くの殺害は、当時、国内で「サナツィア」体制のもとで地下に追いやられ、ゴムウカたちの活動家が牢獄につながっていた同党にとり、もともと社会的に支持基盤がせまかったうえに困難な状態におかれていたことを思えば、きわめて重大な打撃であったことは明らかである。上述の5党共同声明は、そのことについてふれていない。

## (五) 独・ソ不可侵条約、同友好・境界条約および各秘密議定書の締結の問題

スターリンは、ポーランド共産党を解体し、同党の幹部の多くを殺害し、自国内でも党・軍の重要幹部を殺害した後、ポ・ソ不可侵条約の有効期限内に、ヒトラーによるポーランド侵略開始の直前、1939年8月23日、ヒトラーとのあいだで、独・ソ不可侵条約と付属秘密議定書を締結し、ついで9月1日ヒトラーがポーランド侵略を開始し、ポーランド軍に壊滅的打撃を与えるなかで、9月17日、ソ連軍が東部ポーランドに侵出した。そのうえで、9月28日、独・ソ友好・境界条約および付属秘密議定書3つが締結された。<sup>(3)</sup>

(3) 邦語による両条約と各付属秘密議定書の全文は、米国務省編、『大戦の秘録——独外務省の機密文書より』(1948年、読売新聞社)におさめられている。なお、同書による独・ソ不可侵条約文は、103ページはじめの1~2行が「第二条」であるにもかかわらず、その明示が欠落している。(尾上正男著、『独ソ不可侵条約論』、1962年、有信堂、304ページ参照)

この独・ソ不可侵条約は、本文7ヵ条からなっている。すなわち、相互の個別的・集団的侵略行為を行わない義務の承認(第1条)、締約国のどちらかが第三国の攻撃をうけた場合、どちらもその第三国に援助を与えないことの約束(第2条)、共通の利害に影響をおよぼす問題についての相互の情報交換と不断の連絡(第3条)、双方のうちの一国を目標とした強国同盟への不参加(第4条)、両国間の紛争または衝突の場合の解決方法(友誼的意見交換または調停委員会の設置)(第5条)、有効期限10年、ただし満期終了1年前に一方が廃棄通告を行わない限り、自動的に5ヵ年延長(第6条)、批准・実施の手続き(第7条)を定めている。調印者は、ドイツ側リッペントロップ外相、ソ連側モロトフ外相である。(米国務編纂『大戦の秘録——独外務省の機密文書から』、1948年、読売新聞社、102~103ページ)

なお、この条約は、4項目にわたる「秘密追加議定書」をともなっていた。それは、「東欧におけるそれぞれの勢力範囲の境界問題」を、第4項で「極秘」扱いとすることを定めたうえで、協定していた。

一つには、バルト諸国(フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リトアニアに属する地域の領土的・政治的再配列にさいしては、リトアニアの北部国境を独ソの勢力範囲の境とすること、ヴィルナ地域にたいするリトアニアの権益についての双方からの承認(後述のようにとくに、リトアニアについては後日変更される——筆者)。二つには、ポーランドの国境問題について、「ポーランドの独立維持」の両国の利益という観点からの見方、および以後の政治情勢の発展にもとづく両国政府間の「友誼的協定」によって解決する、というものである。三つには、東南ヨーロッパのうち、とくに、ルーマニアのベッサラヴィア(現モルドバ共和国の一部)のソ連権益にたいする、ドイツによる承認である。

この秘密協定も、リッペントロップとモロトフとの調印によるものであった。(同上、102~103ページ)

この条約・秘密協定締結の1週間後、1939年9月1日、ヒトラーは、ポーランド侵略の「電撃作戦」を開始し、ヨーロッパにおける第二次世界大戦の戦端を開いた。これにたいし、英・仏政府は、ヒトラーに最後通告によってドイツ軍の撤退を要求し、その猶予期限が切れると、9月3日、対独宣戦布告をした。しかし、実際には、ドイツ軍にたいする大規模な軍事行動を起こさず、「奇妙な戦争」と呼ばれた。

ヒトラーは、空軍と機甲軍団の圧倒的優位と奇襲（「宣戦布告」もしなかった）により、ポーランド軍を急速に粉砕した。他方、ワルシャワでは9月27日まで、モドリンでは9月28日まで、全市民的な抵抗がつづいた。

ヒトラーは、一部の地域をドイツ領とし、残りの地域を「総督管区」とし、総督H・フランクの支配下においた。ナチスの目的は、ポーランド人をふくめたスラヴ諸民族の奴隸化であり、高等学校や大学の閉鎖、ポーランド知識人の絶滅、強制労働、ユダヤ人絶滅などであった。

これにたいし、ポーランド人民の不屈の抵抗運動が発展した。腐敗した政府は、ひとまずルーマニアに、ついで、パリに亡命したものの、国民の支持はえられなかった。

1939年9月30日、シコルスキー将軍を首班とし、代表的な旧野党（農民党、国民民主党、社会党、キリスト教労働者党）の指導者からなる亡命政権が、ロンドンで樹立された。当時、同政権の傘下に、約8万4,000人からなる国内軍が存在した。

この間、ソ連政府は、ドイツ軍の侵攻後約2週間余を経た1939年9月17日、ヒトラー・ドイツ軍の「電撃作戦」のもとにあえぐポーランド国家にたいし、その「消滅」と、それにともなうポ・ソ不可侵条約の失効を一方的に宣言し、ウクライナ人やベラルーシ人の同胞の「生命・財産の安全と保護」という名目で、東部ポーランドへ侵入し、占領した。

このさいのモロトフのコミュニケは、事前に（16日）、ソ連駐在ドイツ大使シューレンブルグとのあいだで打ち合わされており、侵攻開始日時についても、ドイツ側からの催促にたいし、ソ連側は、予期以上に早く準備ができたとしながらも、その上述の「政治的動機」から「ポーランドの政治の中心地ワルシャワ陥落以前には行動しない」ことを明らかにし、ドイツ側にワルシャワ陥落の時期についての情報を求めたうえで、ワルシャワが陥落する17日午前2時に、スターリンが、モロトフ、ヴォロシロフ列席のもとでシューレンブルグ・ドイツ大使を招いて、同日午前6時に軍事行動を起こすことを通告している。（シューレンブルグのドイツ外務省への電報による。同上、121～122ページ、123、127ページ）

こうして、ポーランドは、独・ソ両国により、事実上「第4次分割支配」のもとにおかれることになった。

その後、9月28日、独・ソ両国政府は独・ソ境界ならび友好条約を締結した。

それは、全5条からなっているが、ポーランドにおける独・ソ両国の「国家的利害の境界線」を定める（第1、2、3条）とともに、この決定を「両国民の友好関係の発展の強固な基礎」（第4条）と認めた。

この条約には、ソ連管轄下の領土に住むドイツ人およびドイツ系国民の移住にかんする秘密議

定書、8月23日調印の秘密議定書第1項の修正（リトアニアをソ連の勢力範囲とし、ルブリン州とワルシャワ州の一部をドイツの勢力範囲とする）を定めた秘密補足議定書、両国領土内で他方の領土に影響を与えるポーランド人の煽動を許さず、そのような煽動行為の開始をすべて弾圧することを定めた秘密補足議定書が付随していた。（同上、140～142ページ）

こうして、バルト3国（エストニア、ラトヴィア、リトアニア）も、ソ連の支配下におかれることになった。ソ連政府は、9月29日エストニアに、10月5日ラトヴィアに、10月10日リトアニアに、「相互援助条約」を強要して締結し、バルト諸国軍隊に倍するソ連軍を駐留させ、いろいろな口実を構えてバルト3国政府に圧力をかけ、広範な弾圧ともいって、その意のままになる政権をつくり、ソ連に併合してしまった。（ユオザス・ウルブシス著、村田陽一訳『回想録リトアニア——厳しい試練の年月』、1991年、新日本出版社）

さらに、ソ連は、フィンランドにたいしても「相互援助条約」の締結を、ついで、フィンランド領土の一部の割譲、ハンコ港とその近傍の30年間借貸とソ連軍艦仮泊権など要求し、フィンランド政府がそれを拒否すると、フィンランド軍によるソ連軍への攻撃というデマ宣伝を行い、フィンランド出身のコミンテルン執行委員オットー・クーシネンをフィンランド国内に潜入させ、「傀儡政権」をつくり、その「軍事援助要請」を口実にして、11月30日、フィンランドにたいし戦争をはじめ、国民的抵抗をうけた。<sup>(4)</sup> この件で、ソ連は、国際連盟を除名された。結局、スターリンは、西欧列強との衝突を避けるため、1940年3月12日、モスクワ講和条約を結び、フィンランドからカレリア地峡と東カレリアを割譲させ、ハンコをソ連租借地とし、ペツアモ地域の通過権を手に入れた。

(4) この方法は、スターリン死後も、その後継者たちによって用いられている。（1956年のハンガリア人民蜂起鎮圧とナジ政府を倒すためのソ連軍第2次介入とカーダール、1979年のアフガニスタンでのアミン殺害とカルマルを擁してのソ連軍の侵攻など）

ソ連の勢力範囲とされた東部ポーランド（西ウクライナ、西ベラルーシ）では、スターリンは、その地域の住民の「生命・財産の安全の保護」どころか、恐怖政治を行い、同地域のソ連への編入を強行した。

F・フェイトによれば、それは、次のようであった。

「ソ連軍占領の下でただちに、ポーランド、ウクライナ、白ロシア、ユダヤ人の政治組織はことごとく禁止された。ポーランド社会党と農民党の人びとは数千人も逮捕された。社会主义者のアダム・チョルコシュの推定によれば、捕虜となり監禁された25万人のポーランド軍兵士のほかに、強制的にソ連へ送りこまれたポーランド市民の数は約123万にのぼるとみられる。これら市民はドイツ軍によるソ連侵入のあとで釈放されたが20万人以上の人びとは消息を絶っている。1941年に釈放されたいくたりかのポーランド人政治家もふたたび逮捕されてしまった。これらの人のなかにユダヤ系『ブント』の2人の指導者ヘンリク・エルリッヒとヴィクトール・アルテルをあげることができるが、……この2人は1941年、ソ連政府の要請で『国際ユダヤ人反ファシズム評議会』の結成を承諾して評議会の規約をスターリンにしめした。……ところが12月3日

に2人は逮捕され……軍事法廷にひきだされ有罪を宣告され、1941年12月に処刑された。」(F・フェイト著、熊田亨訳『スターリン時代の東欧』、1979年、岩波書店、20ページ)

ソ連政府のこのような措置の結果、ロンドン亡命政府首班「シコルスキ将軍とその仲間たちはロシア人をポーランドのみならず、全人類の敵とまでみなしていた」し、「ポーランド人の宿怨をますますあおりたてる結果になったのである。」(同上、19ページ)

以上のような独・ソ不可侵条約、独・ソ境界・友好条約、それそれに付属する秘密議定書は、1948年1月、アメリカ国務省により、ドイツ外務省から押収した文書の一部として公刊された。その邦訳書が先に引用した『大戦の秘録』である。

当時、ソ連側は、ソ連情報局名で、『歴史の偽造者』という小冊子を刊行し、公式に反論した。しかし、その諸条約と諸秘密議定書との存在そのものには、厳密な反論もしなかった。

1987年、ソ連でペレストロイカとグラスノスチが発足・発展するなかで、「ポ・ソ間の歴史の空白を埋める」ことを目的とした「両国関係史の見直しについてのソ連・ポーランド歴史学者小委員会」が設置された。

その後、まずエストニアにおいて、これらの条約と秘密議定書の存在が暴露され、たちまちバルト三国に普及し、それらのソ連からの独立気運が一挙に高まった。

これにたいし、ゴルバチョフは、スターリンの霸権主義にたいする反省をしめすことなく、言を左右にしてそれらの存在を認めず、バルト三国にたいする経済制裁を行い、ソ連軍による独立運動への武力介入にたいしてさえ、無責任な態度をしめしていた。しかし、結局は、1989年8月、ソ連共産党政治局員・書記（当時）で、「ポ・ソ間の歴史の見直し委員会」のソ連共産党中央委員会責任者のヤコブレフが、ソ連歴史上ではじめて、政府・党高官として、それらの存在を認めるにいたった。

これらの条約と秘密議定書の締結は、ヒトラーの東進に迎合していた英・仏支配層に衝撃を与えただけでなく、国際共産主義運動や反ファシズム統一戦争運動にも、大きな衝撃を与えた。

それらの締結当時は、秘密議定書は「極秘扱い」とされていたため、世間でひろく知られるにはいたっていなかったにしても、両条約は、当時すでに、世界的に大きな論議をよび起こしたし、戦後、秘密議定書の存在が知られるにおよんで、いっそう大きな論議をよび起こしてきた。

先ず、独・ソ不可侵条約の締結にかんするスターリンの立場については、英・仏政府の対ナチス宥和政策（ナチスによるオーストリア併合の承認、「ミュンヘン協定」——ナチスによるチェコスロvakiaの分割・占領の承認、英・仏政府によるソ連との相互援助条約の不成立など）のもとで、不可侵条約の締結そのものは、戦争への「時間かせぎ」、「緊急避難的措置」としてやむをえなかったという見地がある。

他方、この不可侵条約の締結そのものが、ヒトラーにたいし、ポーランド侵略を容易にし、その戦争開始を挑発したという見地もある。

独・ソ不可侵条約の付属秘密議定書の内容、同境界・友好条約とその付属秘密議定書については、否定的見地が多い。しかし、なかには、東部ポーランド（西ウクライナ、西ベラルーシ）に

については、もともとソ連領土であったものを取り返しただけであるから問題はない、という見地もある。

たとえば、旧ソ連の改革派歴史学者メドヴェーデフは、独・ソ不可侵条約そのものは、ソ連防衛のための「緊急避難的」措置として、肯定し、その責めを、ヒトラーを励まし、ソ連との相互援助条約締結をぶちこわした英・仏政府、独占資本に求めている。

彼によれば、「スターリンの誤謬は、条約そのものを締結したことではない。この条約の締結にともなって、わが国内にあの心理的または政治的な空気がかもしだされたことがスターリンの大きな、許しがたい誤りであった。」（メドヴェーデフ著、石堂清倫訳、『共産主義とは何か』、⑤、1974年、333ページ）なぜか。「スターリンは、ソ連領内での反ファッショ宣伝をやめさせただけではない。コミンテルン第7回大会の決定とまったく矛盾するのだが、スターリンは、ドイツ・ファシズムとの闘争を事実上凍結させることを要求した内容の指令をすべての共産党にだした。この指令の中で、イギリスとフランスの帝国主義が、基本的な侵略者と呼ばれ、共産党の宣伝煽動の主たる鋒先をこれに向けることが勧告されていた。」（同上、335ページ）この指摘は、「独・ソ境界・友好条約」をもふくめたものとみて、よいのではあるまいか。

他方、これにたいし、独・ソ不可侵条約の締結そのものに疑義を提起している人もいる。たとえば、尾上正男である。

彼は、1935年9月14日の国際連盟総会におけるソ連代表リトヴィノフの「不侵略条約の性格」にかんする議論を分析し、また1932年のポ・ソ不可侵条約とこの独・ソ不可侵条約とを比較・検討して、次のように述べている。

ポ・ソ不可侵条約は、第2条で、「締約国的一方が第三国に対して侵略を行った場合には、協定を停止する特別の条項がある」とからみて、「平和的性格をもつものである」（尾上正男著、『独・ソ不可侵条約論』、1962年、有信堂、305ページ）としている。他方、独・ソ不可侵条約にはそのような規定がなく、ヒトラーによるポーランド侵略戦争の準備が現実にすすめられていたもので<sup>(5)</sup>、リトヴィノフのいう不可侵条約によって「その背後や側面の安全を保障されている国が、罰をうけることなく容易に第三国を攻撃することができる」（同上、305ページ）として、モロトフのいう独・ソ不可侵条約の平和的性格を否定し、その中立的性格を指摘している。

(5) ヒトラーは、ミュンヘン会談後の1938年11月24日にダンツヒ（現グダンスク＝オラニエナウ）攻撃準備を命令し、1939年4月3日には、「フォール・ワイス」（=白作戦——ドイツ軍のポーランド作戦の名称）にかんする1939年9月1日を刻限とする時間表の作成と陸海空軍の同時行動の準備を命令し、さらに、4月11日には、ダンツヒのドイツ領編入、戦争のポーランドへの局限にかんする指令を出し、5月22日には、12名の軍首脳を交えた重要会議でポーランド攻撃の決意を明らかにした。（同上、273～274ページ）

こうして、彼によれば、「かのような独・ソ不可侵条約は、モロトフの最高会議で説明するように戦争を阻止するための平和的性格をもつのであるとは言い得なくなるばかりか、逆にドイツの戦争を挑発し、少くともドイツのポーランド侵略を容易にし、その結果おきるかも知れない英仏両国の参戦による第二次世界大戦の勃発を容易にしたとの非難をむげにしりぞけることはできなくな

る。」(同上, 306ページ) それは、ヒトラーにたいし、東西での「両面作戦を回避することができる」(同上, 306ページ) ようにし、「独ソ不可侵条約はかえってドイツのポーランド侵略を保障したとの非難は、あながち当たっていないといえなくなる」(同上, 306ページ), というのである。

メドヴェーデフは、このような見地に反論し、先に引用した見地に立って、当時の諸条件のもとでは、「ソ連は二つの悪のうち、より小さい方を選ぶべきであった。このような条件のもとで、わが政府にとっては、不可侵条約締結にかんするドイツの提案に同意するほかに抜け道はなかつた」(メドヴェーデフ著、前掲書、332ページ) とし、基本的な主な責任は、英・仏政府にあるという、既にみた見地を繰り返し強調している。

次に、独・ソによる新たな「ポーランド分割」、スターリン流にいえば、「かつて奪われた領土の回復」としての西部ウクライナ、西部ベラルーシのソ連領土への編入問題についての賛否の問題がある。

たとえば、フランスのエレンステンは、それを是とみている。(エレンステン著、大津真作訳、『スターリン現象の歴史』、1978年、大月書店、191ページ)

他方、阪東宏編、『現代ポーランドの歴史と社会』(1969年、日本国際問題研究所、14、19ページ)によれば、ポーランドの歴史家のあいだでは、この問題についての批判と意見の保留とが強いように、紹介されている。

メドヴェーデフ、ボッファは、この問題には、ふれていない。

F・フェイトは、「ソ連のいう領土要求はドイツ側の領土要求と同様にポーランド人からながめればなんらの正当な根拠をもたない」(F・フェイト著、前掲書、19ページ)とのべている。

以上、独・ソ間の両条約と各秘密議定書をめぐる議論は、その存否をめぐる問題は決着した。しかし、その意義については、今日でも、かならずしも落着したとはいえない状況にある。にもかかわらず、歴史は、そのような議論をのりこえて大きくすすみ、ソ連の東欧支配の終焉、東欧諸国におけるスターリン型の「社会主义」の崩壊、ソ連自身における共産党の解体とソ連邦そのものの崩壊、「市場経済化」などがすすんでいる。

そのうえでいうわけではないが、とくに二つの国のあいだの関係として、民主主義的な立場からみて、私見をのべれば、まず、独・ソ不可侵条約そのものについては、筆者は、メドヴェーデフよりは尾上の見地に組する。次に、他の条約や秘密議定書については、スターリンがヒトラーと手を組んだ大国主義・霸権主義的な領土拡張欲求の表われとともに、その反民主主義的本質をも表わしているものとみる。さらに、西部ウクライナと西部ベラルーシの問題については、たとえソ連にとって不利なものであったにせよ、1921年のリガ講和条約によって決定されたものであり、その変更を望むのであれば、平和的・外交的な手続きにより、住民の感情を尊重した解決の仕方の道がありえたであろう。

最後に、ソ連による東部ポーランド占領にあたってのソ連政府の口実にかんする問題がある。すなわち、ナチスの「電撃作戦」によるポーランドの敗北をもって、「ポーランド国家の崩壊」と

し、それにともなってポ・ソ間の不可侵条約の失効を一方的に通告したことである。

これは、ポーランド民族の民族自決権、その民族的な国家主権そのものの可能性までを否定したに等しい。

このことが、ポーランドの亡命政府と国民の多くによる第二次世界大戦期を通じた「独・ソ二つの敵論」という、連合国内部にありながら、その共同歩調に足なみをそろえないで、その内部で英・米とソ連との戦争を夢みるという戦略上のジレンマへの固執という、時代錯誤的で非劇的な事態を生みだした決定的な要因となっていた、といえよう。

#### (六) 「カチンの森事件」

ヒトラーの独・ソ不可侵条約を破った宣戦布告なしのソ連への侵略戦争開始（1941年6月22日）により、同条約とそれに付属する秘密議定書の内容の実施のために敵対関係におちいっていたポーランド亡命政府・国民とソ連政府・国民とは、ナチス・ドイツを共通の敵としてたたかうという、新しい共通の条件に直面するようになった。これは、ポーランド亡命政府とその傘下の国内軍とソ連政府とポーランド国内の左翼とのあいだに、新しい連合の可能性をつくりだした。

しかし、ポーランド亡命政府は、「独・ソ二つの敵」論を放棄しないままに、反ナチス大連合の結成をめざすイギリス政府の強い要請をうけて、ソ連政府とのあいだで、一連の協定を結んだ。戦時中の共同行動協定（1941年7月21日締結）、ポーランド・ソヴェト協定（いわゆるシコルスキ－マイスキ－協定——1941年7月30日調印）、ポーランド・ソヴェト軍事協定（1941年8月14日調印）などであった。

このうち、シコルスキ－マイスキ－協定は、ポーランド領土にかかる1939年の独・ソ不可侵条約の無効（ただし、具体的結論なし）、ポ・ソ間の国交回復、対独戦のための相互援助・協力、ソ連領内でのポーランド軍部隊の編成などを定めた。

その結果、以下のことが行われるようになった。ソ連政府による捕虜収容所収容中や監禁中の全ポーランド人の大赦の実施、ソ連領内でのポーランド市民による社会的・文化的活動の諸条件の創出、ソ連領内でのポーランド人難民の救済、ポーランド軍再建のための借款の供与、ポーランド軍将校にたいする返済義務のない年金1,500万ルーブリの支出、などであった。

この結果、1941年10月25日現在で、ソ連で4万人以上（うち将校2,530人）のポーランド軍が再建され、1942年2月には、その数は、約7万人にたったといわれる。ただし、それらの軍隊は、ソ連軍の統括下におかれることとなり、それにたいするポーランド人側の反発は強く、アンデルス軍7万5,491人およびその家族3万7,756人は、英政府の意図ともあいまって、ソ連領土を去り、北アフリカの英軍支援のため、中近東に移動した。スターリンは、これをあっさりと認めたといわれるが、後のポ・ソ関係を困難にする一要因となった。

ともあれ、このようにしてソ連領内でポーランド軍を創建するにあたって、困難な諸条件の一つは、指揮・命令系統の問題であったが、他にも、ソ連軍の捕虜とされていたはずの旧ポーラン

ド軍将校1万数千人の動向の問題があった。これは、ポーランド軍の創建にとり、きわめて重大な問題であった。

ポーランド・ロンドン亡命政府は、この将校たちの動向について、再三にわたり、ソ連政府に問い合わせた。しかし、ソ連政府は言を左右にし、要領をえない回答を繰り返すだけであった。

丁度、このような時機、1943年4月、ドイツのゲッベルス宣伝相が、スマレンスク郊外のカチンの森で、数千人のポーランド将校の遺体を発見したとして、ソ連の行為と主張した。

ポーランド亡命政府は、ソ連政府にたいし、国際赤十字社による調査を要請した。これにたいし、スターリンは、ナチスとポーランド亡命政府との共謀による反ソ宣伝であるとして激怒し、ポーランド亡命政府との国交関係を改めて断絶した。

他方、スターリンは、モスクワの支援で再建されたポーランド労働者党を中心とし、社会主義労働者党統一戦線派、農民党の左派によってつくられた人民党、その他の大衆諸団体が1944年1月1日に創設した国内国民評議会と外交関係を樹立した。そして、ソ連軍によるルブリン解放とともに同地に移った同評議会の執行機関であるポーランド民族解放委員会（一般にルブリン委員会と呼ばれる——柴田）を臨時政府機関と認め、外交関係を樹立した。

このことは、ポーランド亡命政府ともソ連とも良好な関係にあったチェコスロヴァキア亡命政府とポーランド亡命政府とのあいだで結ばれていた、戦後の「中欧諸国連邦構想」にかんする協定をチェコ側が破棄するという「副産物」をもたらし、ポーランド亡命政府の国際的孤立化をうながした。これは、戦後処理にあたってのポーランド亡命政府の不利な立場を強めることとなった。

しかし、この「カチンの森事件」は、全ポーランド国民の心の奥底に深く打ちこまれクサビの一つとなった。

この問題についての「公的」な調査報告書は、ポーランド赤十字の発掘委員会の秘密報告書によれば、従来は、ドイツ側とソ連側による三通りのものがあるとされてきた。

一つは、ドイツ第三帝国保健局コント局長によって創設された世界12ヵ国犯罪学・法医学専門家会議の報告書（1943年、ベルリンで刊行）である。この専門家会議参加者のあいだで、国がナチスに占領されておらず、ドイツの監視下になかったのは、イスのフランソワ・ネビルだけであった、といわれている。

二つには、カチン大量虐殺事件にかんする、ドイツ外務省の指示にもとづく、ドイツ情報局の資料によって作成された報告書（1943年春、ベルリンで刊行）である、といわれる。

三つには、ソ連によるカチンの森でのポーランド将校殺害にかんする特別委員会のコミュニケである（1944年1月24日、モスクワで刊行）。ソ連政府は、スマレンスク解放後、ソ連科学アカデミー会員ニコライ・ブデンコ教授、作家アレクセイ・トルストイを団長とする特別調査委員会を編成し、調査にあらせた、といわれる。

いずれにせよ、これらの「調査機関」の「調査結果」なるものは、それぞれが属する国の政府の「主張」を裏づける形のものであったようである<sup>(6)</sup>。

(6) F・フェイトの前掲書によれば、ユゼフ・チャップスキ (Josef Czapski) の著書 *Unmenschliche Erde, Kiepenheuer und Witsh* (Köln-Berlin) をあげ、彼らがポーランド亡命政権の指令でこの問題の公式調査に参加しており、この虐殺は、同地域が 1941 年ドイツ軍の手に落ちる直前ソ連軍によって行われたことをほぼ確実に結論づけることのできるデータをあげている、としている (F・フェイト著、前掲書、100 ページ)。しかし、ポーランド赤十字の発掘委員会の調査報告が極秘扱いとされていたのにたいし、その一員であったか否かは不明であるが、この報告が公表されているとすれば、その扱い方のちがいについて疑問が残る。もし、ユゼフ・チャップスキが赤十字の発掘委員会のメンバーでないとすれば、亡命政権の指令による公式調査が、ポーランド赤十字以外によるものもあることになり、この意味でも、疑問が残る。ポーランド赤十字の発掘委員の氏名には、彼の名前はみられない。

しかし、ポーランド人のあいだでは、ソ連側の「1944 年秋のドイツの仕業」という発言には、不信の念がきわめて強かったようである。そして、この事件が、ポーランド国民のあいだの反ロシア・反ソ連感情をさらに刺激する一因になったものと、みられる。

この問題は、ソ連での「ペレストロイカ」、「グラスノスチ」にともなって設置された「両国関係史についてのソ連・ポーランド歴史学者委員会」でも、もっとも重要な検討課題の一つとされたようである。

その検討が進む過程で、1989 年 2 月 18 日付のポーランド紙「オドロジェニエ」に、1943 年当時ポーランド赤十字発掘委員会によるカチンの森での遺体発掘調査の秘密報告書「カチンからのレポート<sup>(7)</sup>」が掲載された。

(7) それは、当時のポーランド赤十字総裁クジミエシュ・スカルジンスキによって 1 部だけ作成され、1943 年 6 月の赤十字中央理事会会議に提出された後、彼はその知己である在ワルシャワ英国大使館ハンキー代理大使に手渡した、とされている。その後、同報告書はロンドンに運ばれ、1946 年春頃英外務省によって受理・保管され、最高機密文書として扱われ、ポーランド亡命政府の手の届かない所に保管された、といわれる。それが、1989 年春、W・T・コワルスキ教授によって、イギリス公文書館で発見されたものといわれている。その邦語訳は、日本共産党中央委員会「世界政治」805 号、806 号、808 号、に掲載された。

この報告書によれば、発掘調査当時、ドイツ軍の占領下にあり、その厳しい制約のもとで、多数の遺体が発する激しい異臭をはじめとするきわめて困難な諸条件のもとで、発掘委員会は、ドイツ当局の意図を予測し、ドイツの政策や宣伝の目的のための活動はしないことを明らかにし、毅然とした自主的態度をとり、発掘・調査を行ったことがうかがわれる。

調査は、遺体の発掘・調査、ドイツ軍宣伝部隊将校や週辺の農民たちからの聴き取り調査、証拠品の収集などの方法によって行われたようである。そのうえで、報告者は、「私が見たすべての遺体は例外なく、首筋後部から連発銃の弾丸が撃ち込まれ、貫通した弾丸は額から出ていた」(前掲、「世界政治」No. 805, 42 ページ) と、のべている。そして、「遺体とともに発見されたさまざまな文書や書類から判断して、処刑は 1940 年 3 月～4 月のあいだにおこなわれた」(同上, 43 ページ) と、断定している。

報告書は、下手人が誰であったかについてはふれていない。しかし、虐殺の時期が特定されれば、自ずから、当時その地域を支配していた勢力が下手人であることが、明らかとなる。報告書は、「遺体とともに発見されたさまざまな文書や書類から判断して、処刑は 1940 年 3 月～4 月の

間におこなわれた」と処刑時期を特定している。この時期、この地域を支配していたのは、ソ連軍であった。そして、虐殺は、「職業的な死刑執行人による大量処刑であることはまったく疑問の余地はない」(同上、42ページ)となれば、下手人はスターリンのもとで、ベリアを頭とするソ連の内務人民委員会のメンバーであろうという疑問は強くならざるをえない。

ソ連のナタリア・S・レベジェワは、ソ連中央国家文書保管所・ソヴェト軍中央国家文書を詳しく分析して、次のような結論を引き出している。

「1940年4月と5月にポーランド人捕虜——将校と警察官——1万5千人がコゼリスク、スタロベリスク、オスタシコフ、ハリコフ、カリーニン各州の内務人民委員部地域管理局に引きわたされた…、……彼らの最後の行進路は右のようなものであったし、カチンはこの行進の終点の一つとなったのである。」(日本共産党中央委員会、「世界政治」、No. 820、59ページ)

ソ連のタス通信も、1990年4月13日、カチンの悲劇にかんする声明を出し、その末尾において、ソ連側の責任を明らかに認めている。

「発見された文書は全体として、カチンの森における残虐行為にたいする直接の責任はベリヤ、メルクーロフおよびその他の追随者に帰せられるとしている。

ソ連側は、カチンの悲劇にたいして深い遺憾の意を表明するとともに、この悲劇がスターリン主義の極悪犯罪の一つであったと宣言するものである。」(同上、47ページ)

こうして、ポーランド国民の心臓に刺さったトゲの一つ——カチンの森事件——についての概要は、明らかとなった。

ただし、「直接の責任」の所在として名指しされたベリヤを動かしていたのは誰であったのか。彼は、スターリンとその側近によるソ連国内での「大肅清」の「直接の任」に当たったエジョフが、その任務終了(1936～1938年)後、抹殺され、彼に代わって1938年からスターリンによって登用された人物である。このような「極悪犯罪」の張本人とそのもとでの社会・経済・政治体制の本質とその具体的体系とが、改めて問われて然るべきである。

こうして、「カチンの森事件」については、ひとまず解明された。しかし、それで、当時のポーランドに存在する同種の問題がすべて解明されたわけではないことを銘記すべきであろう。カチン以外に連行された約1万人のポーランド将校・警察官は、どこに眠っているのであろうか。さらに、ソ連軍によって占領された地域でのソ連軍将兵によるポーランド民間人にたいする犯罪行為、数万人のポーランド人の投獄後の問題、うち数千人のポーランド国内軍将兵の問題、ソ連へ強制連行されたといわれる150万人～200万人のポーランド人の運命、ポーランド亡命政府の国内地下組織者の投獄後の問題、そして、彼らのかなりの部分がいまだに行方不明であることなど、ポーランド国民の心に刺さったトゲは、まだ数多く残っているといわざるをえない。

「カチンの悲劇についてのポーランド国会の決議」(1990年4月28日)は、これらの問題についての説明や補償問題を取り上げている(同上、49ページ)。

ポーランド国民にとっては、「戦後」はまだ終わっていないのである。

## (七) ワルシャワ蜂起とソ連軍の動向にかんする問題

ここでいう「ワルシャワ蜂起」とは、第二次世界大戦も、ヨーロッパでは、ドイツの敗勢が明らかとなりつつあった1944年8月1日から10月2日にかけて、ポーランド亡命政府傘下の国内軍（AK）が中心となり、部分的にはポーランド労働者党傘下の人民軍（AL）の一部、それに一般市民が加わり、ナチス・ドイツ軍にたいして一斉武装蜂起に決起し、63日間にわたる激闘の末、ポーランド側に約20万人の犠牲者を出し、市内が廃墟と化し、その敗北に終わった事件のことという。

ここでの主要な問題点は、一つには、ポーランド国内軍の蜂起作戦は適切なものであったかの否か、また、それはどのような性格をもつものであったか、ということである。次に、ワルシャワを臨むヴィスワ河に達していたソ連軍が、この蜂起に協力してワルシャワ攻略作戦を行わなかつたのはなぜか、またスターリンが米英軍のワルシャワへの物資空輸のためにその航空機がウクライナのソ連飛行場の使用を認めなかつたのはなぜか、という問題である。

もともと、ロンドン亡命政府首班ミコワイチク<sup>(8)</sup>は、1944年6月、閣僚会議の決定にもとづき、教皇ピウス12世およびスイスにたいして、ワルシャワ、クラクフ、チェンストホヴァの3都市を無防備都市として承認すべく、仲介を要請していた。また同年7月5日、国内軍（AK）司令官ヤンコフスキは、首相あての電報で、「国際世論に訴え、ルヴォフ、ヴィルノ、ワルシャワ、クラクフ、ポズナンを、あるいは、せめてこれらのうちの数都市を、ドイツにたいし無防備都市として承認させえないものか」といっていた、といわれる（渡辺克義、「ワルシャワ蜂起（1944年）の政治的・軍事的背景——国内軍総司令部の理念を中心に——」、東欧史研究会、「東欧史研究」、第11号、1989年10月、3ページ）。

(8) ロンドンのポーランド亡命政府の初代首班シコルスキ将軍は、1943年7月5日、スペインのジブラルタル沖で航空機墜落のため死亡した。その後について、副主班だった農民党首ミコワイチクが、ロンドン亡命政府の首班の地位についた。

さらに、ワルシャワの国内軍（AK）司令官コモロフスキは、ロンドンの亡命政府総司令官ソシンコフスキにたいし、7月14日、当時のポーランド占領ドイツ軍の増強ぶりとその占拠する施設の要塞化という状況からみて、「蜂起成功の可能性は皆無である」（同上、4ページ）と、報告していた。

ところが、そのわずか1週間後の1944年7月21日、ワルシャワの国内軍（AK）司令官コモロフスキ、参謀総長ペウチンスキ、高級参謀次長の「三将军会議」は、ワルシャワでの戦闘を妥当と判断し、戦闘開始に同意した。コモロフスキは、わずか1週間のあいだに、ワルシャワにおける蜂起の条件についての判断を一変させたのである。

では、当時、彼らは、どのような条件におかれていたのであろうか。

まず、ポーランド亡命政府とソ連政府との国交関係は、先述したように、「カチンの森事件」に

際してのポーランド亡命政府側の赤十字による調査要請を契機として、スターリンが怒り、再び国交断絶状態にあった。

次に、そのなかで、ポーランド亡命政府と国内軍との指導部の政策の基本方針は、次のようなものであった。①「独・ソ二つの敵論」の立場の堅持。②リガ国境線の固守。③対独レジスタンスとしては、ドイツ軍が敗れ、退却するときにその後方を襲い、敗走するドイツ軍を攪乱し、それに打撃を与えること（<sup>ブージャ</sup>作戦）。他方、解放された地域では、公然化した国内軍が、独立ポーランドの「主人公」として、ソ連軍を迎えること。その際、その後のソ連軍の行動にそなえ、公然化した国内軍の外側に地下対ソ・レジスタンス組織をつくり、対ソ戦に備えること。これは、ヴィルノやルヴォフでの戦闘で、ドイツ軍敗退の際に公然化した国内軍とソ連軍とは共同したが、戦闘がソ連側の勝利に終わった後は、国内軍は解体され、ソ連で編成され、ソ連軍の統括下で戦うポーランド人部隊（ベルリンゲル部隊）に編入されるか、拒否する将校たちは逮捕されたという事実への対応策であろう。④ドイツ軍が総崩れになったとき、ソ連軍の進入に先き立って国民的「蜂起」を組織し、国土をドイツ軍から解放し、亡命政府が国内で政権をにぎり、行政機関をにぎることとしていた。ともあれ、国内軍の兵力は、総勢約25万人で、十分な武器をもっているのは3万2000人にすぎない、といわれていた<sup>(9)</sup>。（J・M・チェハノフスキ著、梅本浩志訳、『ワルシャワ蜂起——1944』、1989、筑摩書房、56ページ）

(9)ワルシャワ蜂起時に国内軍（AK）が保有していた武器とその数量は、次のようにあった。

小銃2,629挺、自動小銃145挺、軽・重機関銃47挺、自動拳銃657挺、対戦車機関銃29挺、迫撃砲6門、手榴弾投擲器<sup>とうてき</sup>10基、対戦車砲2門、火炎放射器30基、拳銃3,846挺、手榴弾43,971個、対戦車用手榴弾416個、火炎弾約12,000個、爆薬1,266キログラム（梅本浩志、松本照男著、『ワルシャワ蜂起』、1991年、社会評論社、59ページ）

なお、チェハノフスキのあげている1944年2月29日現在のブル・コモロフスキ部隊の武器弾薬保有状況は、次のとおりであった。

機関銃20挺（弾丸35,049発）、軽機関銃98挺（同、121,000発）、ライフル銃・小銃1,386挺（同、235,000発）、ピストル・リボルバ拳銃・自動拳銃2,665挺（同、52,000発）、対戦車砲2門（同、100発）、「PIAT」（英軍対戦車砲）4門、対戦車ライフル銃12門（同、1,170発）、手榴弾、51,000個、モロトフ・カクテル（火炎弾）5,000個、爆薬700キログラム（J・M・チェハノフスキ著、前掲書、219ページ）。

他方、1938年、上述のように、スターリンによって解散させられ、在ソ幹部の多くを処刑された元ポーランド共産党員は、どのような状況にあったであろうか。

彼らは、当時では、コミニテルンの承認なしに新党を結成することはできなかった。そのため、当初は、敗戦にともなう混乱に乗じて脱獄に成功し、ワルシャワに走ってその防衛戦に加わったゴムウカをはじめ、各地域でそれぞれ自発的な抵抗グループをつくり、独自にレジスタンス運動を行っていた。それには、左翼社会民主主義者、農民運動左翼指導者たちも参加した。

M・マリノフスキによれば、たとえば、ワルシャワの旧運輸労働組合員を中心とする「労働者・農民評議会連盟」、ワルシャワの共産主義者を中心とする「ソ連邦友の会」、ジェシューフの旧共産党員・左翼農村青年活動家による「農民・労働者運動」、インテリゲンチャを中心とする

「学生グループ」、ウッチの労働者による「全ウッチ・サボタージュ委員会」などがあった。それらは、戦いの綱領と戦術をめぐって、分散的ながら討論も行っていた。(М・Малиновский и друг, "Польское рабочее движение в годы войны и гитлеровской оккупации", 1968, Политиздат, стр. 122)。

1941年12月、コミニテルン学校で訓練をうけた元ポーランド共産党員マルツェリ・ノヴォトコとパヴェウ・フィンデルがポーランドへ潜入し、彼らの指導のもとに、1942年1月、分散していた共産主義者が、ポーランドにおける「マルクス・レーニン主義」政党として、ただし従来の各国共産党のようにコミニテルンの支部としてではなく、公式にはコミニテルンから独立した組織として、「ポーランド労働者党」(PPR)を創設した。

同党は、創設初年度は、党勢拡大と組織強化、軍事組織「人民防衛隊」(GL)の創設に努め、1942年6月には4,000名の兵力を擁するようになり(J・M・チェハノフスキ著、前掲書、88ページ)，その後さらに勢力を増大して、年末には多数の逮捕にもかかわらず8,000人に達し、1944年には「人民防衛隊」(GL)を人民軍(AL)に改組した。

抵抗運動の発展に対し、ドイツ軍は、「集団責任制」(たとえばドイツ将兵1人が殺害されたら、無差別にポーランド人10人を殺害するような報復行為)、パルチザン戦士の公開処刑などをもつてのぞんだ。

国内軍は、ポーランド民衆のあいだで多数の犠牲者をだすことを避けるためという理由で、1942年頃には、その抵抗運動を「小サボタージュ」に限定した。映画館でのガス弾投げ、ビラ張り、壁や歩道へのスローガン書き、ポーランド人銅像の飾りつけ、ヒトラーの旗の破損や記念日の国旗掲揚、ポーランド人入場禁止の映画館入り、金曜日ごとに歩きまわって親ファシスト的な「新ワルシャワ・クーリエ」を読み上げることなどであった。それは、占領者を怒らせ、住民の道徳的支持を得た。

さらに、亡命政府と国内軍は、当初は、上述した基本方針にもとづき、「嵐<sup>ブージ</sup>」作戦と「蜂起」とを区別して使い分ける戦術をとっていた。

これに対し、人民軍(AL)側は、「二つの敵論」にもとづく「限定闘争」を受動的・待機的であると批判し、自ら積極的なパルチザン戦争によってドイツ軍に直接的打撃を与えることを主張し、実行に移した。その戦闘任務は、はじめは、占領軍諸機関(地方機関、食糧・牛乳集積所、警察・憲兵隊の小哨所など)への攻撃、収容所や監獄からの囚人や捕虜の解放、スパイ・裏切者の抹殺、橋梁、電話連絡、工場等でのサボタージュや器具の損傷、列車転覆や車輛破壊などによる運輸網の攢乱などであった<sup>(10)</sup>。

(10)人民親衛隊と国内軍の作戦行動数(1943年)について、次のような資料がみられる。

他方、労働者党は、1943年1月15日、亡命政府国内代表部に公開状を送り、両者の協定の締結を呼びかけるとともに、その内容についての自らの立場を明らかにした。2月に両者間の直接交渉が実現したが、交渉は流産に終わった。

	人民親衛隊	国内軍
列車転覆および破壊	169	81
駅・線路・橋の破壊	113	15
交通・通信施設の破壊	55	216
占領側行政機関・経済施設の破壊	316	532
公安機関・憲兵隊・軍との戦闘	323	87

(出所) 阪東宏編『現代ポーランドの政治と社会』、1974年、  
日本国際問題研究所、33ページ

労働者党代表は、中央委員会代表 W. ゴムウカと人民親衛隊司令官ヤン・ストシュフスキー(ヴィクトル)で以下の提案を行った。

(1)軍事面での協力の条件

1. ポーランド労働者党によって行われている武力活動の方向での国内軍の積極化。
2. 国内軍司令部および地方司令部への人民親衛隊代表の参加の承認。
3. 自治の原則にもとづく、国内軍への服従なしの国内軍との協力、人民親衛隊の組織的自主性の保持。

(2) 政治面での協力の条件

1. ポーランド労働者党に対し、それが代表する社会的・政治的勢力に応じた、国の政治生活へ影響力を及ぼす権利の他団体との同等の承認。
2. サナツィアと国民急進陣営(1939年に生まれた親ヒトラー的国家社会主義組織)をのぞく、国内で活動しているすべての政党との協定の達成。
3. 全人民の意見をあらわし、亡命政府にかわり、蜂起を指揮し、憲法制定議会を召集する政府の占領下ポーランドでの創設。

これに対し、亡命政府国内代表部は、ポ・ソ外交関係断絶後の4月末になって、次のような条件をしめした。

1. 一時国外にある合法的および最高の国家機関のみの最上権をもつ役割の承認。
2. ポーランド亡命政府によって任命された国内代表部の最上権をもつ役割の承認。
3. ポーランド的指令機関からの完全な独立の声明。
4. ポーランドの土地の各占領者との非和解的な闘争の用意の声明。
5. 1939年のポーランド国家の国境の不可侵性の承認。(M・マリノフスキー、前掲書、228～229ページ)

こうして、ポ・ソ外交関係の新たな断絶、ポーランド労働者党とロンドン亡命政府との交渉の決裂、独・ソ戦におけるソ連軍の攻勢への転換と西進(スターリングラード戦、クルスク戦でのドイツ軍の大敗)、コミニテルンの解散(1943年5月)という条件のなかで、ポーランド労働者党は、先の綱領的宣言「われわれのたたかいの目標」<sup>(11)</sup>(1943年3月1日、一般に「小宣言」といわれる)に続き、1943年11月、「われわれはなんのためにたたかうのか?」(いわゆる「大宣言」)を発表した。

(11) チェハノフスキによれば、最初の新党綱領には、ソ連党指導者から5点を指導指針とすべきことを指示されたといわれる。①. 社会主義勢力とブルジョア民主主義勢力とのあいだの戦時同盟を考慮に入れる必要性。②. 被占領ヨーロッパ全共産主義政党の基本目標として、左翼、農民、ブルジョア民主主義政党からなる幅広い対独国民戦線の創設、③. 分派的傾向に陥らないこと、④. 解放後の民主ポーランド政府への共産党の参加の希望、⑤. 長期間にわたる国内での究極的社会改革のための努力（1日8時間労働制の確立、土地改革、国内少数民族への差別の撤廃など）。（チェハノフスキ著、前掲書、87ページ）

それは、結語の部分で、亡命政府と国内代表部の見解と政策を批判し、反ファシズム民族解放闘争の勝利の結果樹立されるであろう新生ポーランドの社会・政治体制をめぐる5大争点を指摘し、亡命政府派と自分たちとの分岐点を明らかにした。それは、(1), 民主主義と亡命政府・国内代表部との関係、(2), 反共産主義と国内戦の問題、(3), 大工業・銀行・運輸業の国有化の問題、(4), 土地改革問題、(5), 東部国境問題であった<sup>(12)</sup>。

(12) 以上の要点については、拙著、『人民民主主義の史的展開』⑤（1975年、大月書店、89～91ページ）を参照されたい。出所は、M・マリノフスキイ、前掲書、312～322ページ。

なお、亡命政府派国内軍（AK）と労働者党系人民軍（AL）の他に、当時、国民武装軍（NSZ）と呼ばれていたファシスト的武装組織も存在していた。亡命政府と国内軍、労働者党と人民軍は、ともに、この国民武装軍とは接触しようしなかった。

他方、敗勢の強まるドイツ国内でも、ナチス支配に対する抵抗運動が発展はじめ、1944年7月20日には、K・V・シュタウフェンベルク大佐を首謀者とするヒトラー暗殺事件が起こった。パリやベルリンでの蜂起計画もくわだてられた。それらは失敗し、後者では約5,000人が処刑された。このことは敗勢にともなうドイツ国内での人心の動搖の広がりを示していた。

以上、きわめて概括的ではあるが、戦局の推移、国内における反ファシズム闘争の発展およびドイツ国内での人心の動搖の増大などをみてきた。

では、国内軍指導部の三将軍会議による唐突なワルシャワ蜂起決行の決定は、どのような条件に作用されて行われたのであろうか。これが、先ず、第一の問題である。

その際、第一に注目すべきことは、ロンドンにいる亡命政府の側では、激しく動く国内の実情を把握難いという事情があった。つぎに、ワルシャワでは、地下深く潜行している国内軍指導者にとり、戦局の大勢を把握することが、困難になっていた。さらに、両者の意思の疎通も難しくなっていた。そのうえ、両者ともに「二つの敵論」にもとづくジレンマがあり、とくに亡命政府内部で重大な意見の相違が生まれていた。1944年7月末、英・米政府の強い圧力のもとで、ミコワイチク首相は、ソ連との妥協に傾き、訪ソに旅立った。他方、亡命政府総司令官ソスンコフスキは、ワルシャワ蜂起における「三つの前提」として、①対独闘争の継続、②対ソ武装レジスタンスの禁止、③ポ・ソ間の政治的事前合意の形成をあげていた（J・M・チェハノフスキ著、前掲書、275ページ）。反面、近い将来における英・米とソ連との衝突、その際の英・米の勝利にもとづくポーランドの再生を夢みていた。

こうして、ミコワイチクとソスンコフスキとの関係は、決裂点に達しつつあった。そして、ソスンコフスキは、1944年7月11日、勝手にイタリアに出発した。その「表向きの理由は（アンデ

ルスの率いる——柴田）ポーランド第二軍団視察ということになっていたが、実際は、ミコワイチク政府が『ソ連に降伏する』——つまり、領土の変更に同意したり、改造内閣に『共産党』の参加を認めること——場合に備えて、その場合にはミコワイチク政府に対する軍事反乱を開始するよう下準備するためであった。」（同上、282～283ページ）

このような亡命政府・国内軍それぞれの内部と両者のあいだの連絡の不十分、意思不統一のなかで、蜂起問題については、亡命政府は、国内軍指導部に、事実上白紙委任した状態となっていた。

そして、ソスンコフスキが、イタリアから「蜂起不適切」という指示をロンドン経由でコモロフスキに発したが、人手不足と不能率も重なり、それがワルシャワに届いたのは、蜂起開始より2日目で、ソ連軍によるワルシャワへの大攻撃が行われないことには、蜂起は絶望的であることが明らかとなったときであった。

以上のことから考えれば、ワルシャワ蜂起の成否に関する議論に先だち、先ず、亡命政府と国内軍指導部との情況把握と意思疎通における混乱そのものに、重大な責任があったといえよう。

第二には、そのうえにたっての蜂起決行の是否とその作戦上の問題があろう。

まず、東部戦線の状況は、スターリングラードとクルスクの戦いでソ連軍の勝利以降、ドイツ軍を追うソ連軍の進撃ははやく、自国領土の解放だけでなく、ソ連軍による中・東・南欧諸国の解放、ベルリンへの最短距離のコースとして、ワルシャワとポーランド全土のソ連軍による解放の可能性がきわめて大きくなかった。

これは、英・米軍による解放を期待していた亡命政府・国内軍指導部にとっては、思惑がいとなってきた。

現にロコソフスキ元帥傘下のソ連第二機甲軍団の一部が、1944年7月末には、ワルシャワを臨むヴィスワ河畔に到達していた。一見したところ、すぐにもソ連軍によるワルシャワ攻略戦がはじめられうるかにみえた。そして、国内軍指導者は蜂起への決意を固めていた。しかも、ソ連軍は7月29～30日と、ラジオ放送で、ワルシャワ市民に決起を呼びかけた。

国内軍司令部は、このラジオ放送を無視し、なんの手も打たなかった。この点につき、J・M・チェハノフスキは、「このようなアピールが出されていたにもかかわらず、ポーランド・レジスタンスの指導者たちは、自分たちの企図している作戦計画をソヴェト側と調整するために、すくなくともロコソフスキと戦術的な関係を取り結ぼうとしなかった……。国内軍指導者たちは、こうしたソヴェト側の呼びかけを逆手にとって、ソ連・ポーランド両軍部隊の軍事協力関係を樹立するための便宜的な口実として利用できたはずであるのに、ポーランド・レジスタンスの指導者たちが、首都における国内軍の行動がドイツ軍のみならず、ソ連軍に対しても同じように不意打ちを食わせようと望んだことは明らかなように思われる。これはたいへんな失敗であった。ポーランド側がソ連軍に自分たちの意図を知らさなかつたことが、後にスターリンをして蜂起者たちへのいかなる責務をも否認させることを許したからである。」（同上、256～257ページ）

これも、「二つの敵論」にもとづく、国内軍指導部の誤りであろう。

第三に、上述したソ連軍によるワルシャワ攻略戦開始の可能性についての判断の問題がある。1944年7月末にヴィスワ河畔に到達していたのは、上述したように、ソ連第二機甲軍団のロコソフスキーアー軍団の一部だけであった。

ドイツ軍はワルシャワ死守の構えを固くし、7月22～25日にかけて兵力を大幅に増強するとともに、ワルシャワ市内諸施設の要塞化をすすめ、市内のパトロールを強めた。国内軍兵士は、わずかの隠匿武器をもちだすことさえ、容易ではなかった。

他方、ソ連軍は、ヴィスワ河畔のプラガに到達しようとして、増強されたドイツ軍とのあいだで、ポーランド戦史上最大の戦車戦に遭遇し、とくに第三機甲部隊はドイツ軍による包囲の危機におちいり、第八機甲部隊が急拠救援におもむいて大難をまぬがれる状態であった。当時、ソ連軍主力部隊は、ワルシャワ南東100キロメートルのデブリン地域にいた。

つまり、ソ連軍は、1944年7月末ないし8月はじめにワルシャワ攻略戦を展開できる状況にはなかった。ソ連軍がこの地域で戦闘の主導権を握れるようになったのは、8月下旬以降であった。

この点からみても、国内軍指導部のソ連軍進撃能力の過大評価があったとともに、ヴィルノとルヴォフでの〔嵐〕<sup>ブージャ</sup>作戦の失敗にともなう、〔嵐〕<sup>ブージャ</sup>作戦と蜂起との混同およびソ連軍に先んじなければならないという焦りがあった、といえよう。

第四に、ドイツ国内の動搖からみて、ドイツ軍の力を過小評価し、その「総崩れ」に対する「希望的観測」があった。

第五に、こうして、このワルシャワ蜂起は、その性格からみて、「軍事行動の面ではドイツを敵とし、政治面ではソ連と『ポーランド共産党』と対立する」(同上、86ページ)ものであった。まさに、「二つの敵論」のジレンマの現われであった、といえよう。

次に、ソ連、スターリンの側に、この点に関して問題がなかったであろうかという問題を考えてみたい。

まず、ポーランド亡命政府・国内軍指導部だけでなく、広くポーランド国民のあいだに、「二つの敵論」、つまり、一つはソ連敵視觀を強く植えつけた、スターリンの霸權主義が、一般論として、問われねばならないであろう。

そのことを前提にしたうえで、ソ連軍がワルシャワ近辺で戦闘の主導権を握れるようになった8月25日以降、ロコソフスキーアーは、しばしば、ワルシャワ攻略作戦の承認をスターリンにもとめている。しかし、スターリンはそれを認めなかった。彼は、ポーランド人よりなるベルリンゲル部隊のワルシャワへの突入をも認めなかった。

ソ連流の第二次世界大戦「正史」、ソ連共産党中央委員会附属マルクス＝レーニン主義研究所編、川内唯彦訳、『第二次世界大戦史』(1964年、弘文堂)によれば、蜂起の政治目的を別として、蜂起が全人民的性格を帯びるようになっていたことを考慮し、ソ連軍とポーランド第一軍は、急いで蜂起支援作戦を行い、蜂起団本部との連絡、兵器、物資の空輸も、9月14日から10月1日までに2,243回行った、とされている。しかし、国内軍指令部の共同作戦の拒否により、司令部の命令を拒否した一小部隊だけが、脱出に成功した、と伝えている(295ページ)。しかし、これは、

言い訳としか聞こえない。スターリンとソ連軍指導部がその気になれば、さらに大規模な作戦が可能であったであろうし、作戦開始時期も、こんなに遅くならず、8月末には展開できたであろう。

では、スターリンは、なぜ、それを行わなかったのであろうか。

一つ考えられるのは、スターリンによるバルカン作戦への力の集中である。スターリンとチャーチルとのあいだには、1944年10月のチャーチルのモスクワ訪問の際、「悪名高い百分率取引」がなされていた<sup>(13)</sup>。

(13) バルカン各国における英・ソなどの勢力圏範囲について、チャーチルの提案をスターリンが認めて青鉛筆で一本の線を引いたといわれているもの。ルーマニア——ソ連90%，その他10%，ギリシャ——英国90%（アメリカと同意の上），ソ連10%，ユーゴスラヴィア——英国50%，ソ連50%，ハンガリー——英国50%，ソ連50%，ブルガリア——ソ連75%，その他25%。（藤村信著、前掲『ヤルタ——戦後史の起点』，78ページ）

もともと、ソ連の英・米に対する「第二戦線」結成地域として、西ヨーロッパが望まれていたのに対し、それが行われないままにとられた、北アフリカ——イタリア——バルカンという西側の作戦計画には、ソ連に先んじたバルカン征圧の意図も読みとれる。

スターリンからみれば、その予防作戦が、ポーランドでの攻撃をにぶらせることになったという見方が成り立つ。

第三に、英・米側は、傘下のポーランド軍も含めて、蜂起中のワルシャワに対し、救援物資・兵器・弾薬を空輸する便宜上、ソ連領ウクライナへの飛行場の使用許可をソ連政府に要請したが、受けいれられなかった。

第四に、「二つの敵論」と「リガ国境線」とに固執するポーランド亡命政府・国内軍指導部から一般国民にいたる意思の統一は、当時、固かったように思われる。スターリンにとっては、ワルシャワ蜂起については、事前の作戦打ち合わせもなく、一方的に行われ、ある意味では、当面する主敵と他方の厄介者との争いであり、どのみち、その後のソ連と労働者党とによる支配の強化により、有利な条件がつくりだされるものと、「拱手傍観」していたことも事実であろう。

ワルシャワ蜂起敗北の3ヶ月後、廃墟と化したワルシャワに入ったソ連軍は、ミコワイチクの言葉によれば、「首都の解放者」としてではなく、「『破壊された街で死者を葬るために』墓掘人」（1944年8月13日付、ミコワイチクのスターリン宛至急電）（梅本浩志・松本照男著、前掲書、245ページ）であった。ソ連軍は、ワルシャワ蜂起を担った国内軍（AK）関係者にナチスの手先という烙印をおし、厳しく追求し、約5万人を逮捕して、多くの人のソ連奥地に流刑にした。

これに対し、国内軍（AK）指導部は、1945年1月、国内軍（AK）解散を決定し、「Nie」（「独立」という意味と「否」という意味とをもつ）という組織をつくり、非軍事的抵抗路線に方針を切りかえた。

さらに1945年3月、ソ連軍当局は、ワルシャワ蜂起主唱者の一人であった国内軍（AK）総司令官のオクリツキ将軍ら亡命政府系地下指導者を「政治的話し合い」に招待し、出頭したオクリ

ツキら16人を逮捕し、モスクワに拉致し、長期の懲役刑に処した。旧国内軍（AK）系の人びとは激怒し、オクリツキに後事を托されていたジュペツキ大佐は、4月に地下軍事機構「国内軍事代表部」を創設した。旧国内軍兵士たちは、対ソ・レジスタンス組織「自由と独立・WiN」を結成し、これにファシスト的な国民武装軍（NSZ）やウクライナ人反ソ・ゲリラ組織「ウクライナ蜂起軍」（UPA）が便乗し、対ソ・ゲリラ闘争が再開された。「森の人」と呼ばれた、森林を拠点にした対ソ・レジスタンス兵士は、総数8万人を超えたといわれる（同上、246ページ）。

戦いは内乱に発展し、3年以上も続き、双方合わせて約3万人、ソ連軍兵士1,000名が犠牲になった、といわれる（同上、246ページ）

このなかで、ポーランドの治安機関・秘密警察機構は異常に肥大し、1945年春までに、民警（MD）が6万人、秘密警察の公安局（ベスペカ、UB、後にSB=公安サービスと改称）が1万2,000人、軍隊が33万1,000人に増大した。それらの組織に大量のソ連人顧問や将校が送り込まれ、ポーランド軍将校の53%までがソ連人によってしめられた。戦後も、ハンガリーとともに無協定のままポーランドに居座ったソ連軍は、直接ポーランドの治安活動にたずさわり、ポーランド当局に連絡もなく、多くの市民を勝手に逮捕してシベリアへ送った（同上、246ページ）。後述するロコソフスキの国防相・最高司令官就任は、いわば、これらの動きの頂点をなすものであったといえよう。

こうして、結果論的にいえば、「独・ソ二つの敵論」に基づく時宣にかなわないワルシャワ蜂起の失敗は、その後におけるスターリンのポーランドでの霸権主義への道を、ポーランド国民や亡命政府系指導者たちの意思に反して、はき清める結果とさえなった、といえよう。

#### （八）戦後ポーランド領土・政権問題

上述した「ワルシャワ蜂起」は、戦後処理をめぐる、英・米に依拠しようとする亡命政府派とソ連に依拠しようとするポーランド労働者党とのたたかいで要素を内包していた。

戦争が終末に近づくにつれ、それらの対立の要因としての「ポーランド問題」の核心が明らかとなってきた。

その一つは、領土問題であり、もう一つは、戦後の挙国臨時政権の構成およびそのもとでの総選挙による新政権樹立の方法の問題であった。

まず、ポーランドの領土問題については、チャーチル英首相をも怒らせたポーランド亡命政府のリガ国境線への固執は、ルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、スターリン・ソ連首相によるテヘラン会談（1944年11月28日～12月1日）、ヤルタ会談（1945年2月4日～11日）において、激しい議論もなく「解決」された。すなわち、ポーランドの東部国境は、かつての「カーテン線」にもとづき、部分的に5～8キロメートル、ポーランドに有利な線が画定された。西部国境については、旧ドイツ領土の東部、すなわち、ダンチッヒ（現グダニスク）、ケーニヒスベルク以西、以南の東プロシアとシレジアのオッペン地区およびオーデル川以東の土地をポーランド

領土とすることで、合意が形成された。別にソ連が提起したナイセ川以東の土地のポーランド領化については、ポーランド挙国臨時政府成立後、その意見を求めたうえで、平和会議で確定されることになった。いずれにせよ、一国の領土が、その国の公的な代表の参加なしに、英・米・ソ三大国首脳によって基本的に確定されることになった。これは、戦後の国際連合においても、「大国一致の原則」（安全保障理事会における常任理事会の拒否権の原則）として、国連の大主義的運営に一つの道を切りひらくものでもあったといえよう。

ポーランド亡命政府派は、それでも、東部のリガ国境線への執着と西部の新領土請求権への執着をみせ、「埋め合わせ代償」の原則を否定し、「大ポーランド建設」への野望をみせた。しかし、ミコワイチクも、英・米の強い圧力に屈し、1945年6月、ヤルタ協定で定められた調停委員会の斡旋をうけて、合意に応ぜざるをえなかった。

この結果、ポーランドは、東部で18万平方キロメートルの領土を失い、北方と西方で約10万平方キロメートルの新領土をえることになった<sup>(14)</sup>（藤村信著、前掲書、126ページ）

(14) ただし尾上正男著、『現代ソ連外交論覚書』（前掲書、33ページ）によれば、ソ連がポーランドからえた新領土の広さは201,000平方キロメートル、人口1,300万人とされている。

しかし、はるかに難航したのは、戦後のポーランド挙国臨時政府の構成問題とその後の総選挙の問題であり、これは、ヤルタ会談後半における各国首脳による激論の焦点となった。

スターリンは、ワルシャワ解放にともない、ルブリンからワルシャワへ移った「民族解放委員会」（旧ルブリン委員会）を臨時政権の軸とし、それに亡命派のなかのいく人かの「民主的」人物を加えて、再編・拡大された臨時政権を承認し、早期の総選挙による恒久的行政機関の樹立を主張した。

ルーズベルトとチャーチルは、テヘラン会談で合意した、ソ連に「友好的そして協調的」な政治権力の樹立を強調し、チャーチルは、ルブリン委員会にはポーランド国民の総意を代表する権利がないことを主張した。スターリンは、これに強く反論し、英・米首脳は一種の臨時執政府（ルブリン委員会からビエルト、ロンドン亡命派からロメール、中立的カトリック教会代表のサピエハ大司教の3人によって構成）を設け、臨時政府にはルブリン委員会代表のほかにポーランド内外の民主的指導者、とくに亡命政権を代表するミコワイチク、ロメール、グラブスキなどの参加を主張した。

「一言でいえば、ルーズベルトとチャーチルの側はルブリン委員会とロンドンの二つの機関を一掃して新規まき直しの政権を求めるのに対して、スターリンはルブリン委員会を軸心とする拡大政府とその再編成をもってこたえた。」（藤村信著、前掲書、130ページ）

この論議においては、スターリンが有利な立場に立っていた。ソ連軍がポーランドを解放し、首都にその息のかかった臨時政権を早々と発足させ、カーゾン線を承認させ、ソ連に「友好的」性格をもつポーランド政権誕生という約束を、すでに、英・米首脳からとっていた。そして、戦局の進展にともない、ポーランド領とされる旧ドイツ領地域においても、ソ・ポ軍の進撃とともに、ゴムウカを指導者とするルブリン委員会勢力によって、着々と、ドイツ人の追放と土地

改革、ポーランド人の移植などの措置がとられていた。

これに対し、英・米側の切り札は、ミコワイチクであった。しかし、その彼が、モスクワでルブリン委員会代表と協定を結んだことについて、亡命政府派内部から強い批判と反発をうけ、亡命政府首相の地位を失っていた。チャーチルとルーズベルトにとっては、ミコワイチクは「たった一枚の切り札」であったが、それも「さしたる有効性をもたない死んだ札」（同上、132、133ページ）となってしまっていた。

そこで、英・米首脳は、最後の防衛線を、举国臨時政府下で行われる「公正で自由な総選挙」に望みを托し、それを監視する「国際委員会」の設置を提案した。スターリンは、それは知的水準の高いポーランド人を憤慨させるだけであるといううまい口実で反対し、英・米首脳に、その提案を撤回させた。

こうして、戦後ポーランドの政治権力にかかわる米・英・ソ首脳による妥協の産物として、次のような「ヤルタ協定」第7章の文章がつくられた。

「赤軍によるポーランドの完全な解放の結果、同国のなかにあたらしい事態がうまれた。この事態は、最近のポーランド西部地域解放以前において可能であったよりもさらに一層広範な基礎のうえに立つポーランド臨時政府の樹立を必要としている。したがって現在ポーランド内において機能する臨時政府〔ルブリン委員会政権〕は、ポーランド内自体からと在外ポーランド人のうちからとの民主的指導者を含めて、一層広範な民主主義的基礎のうえに立って再編成されなければならない。この新政府は、樹立のあかつきには、ポーランド举国臨時政府と呼ばれることになる。」

モロトフ〔ソ連外相〕、ハリマンおよびサー・A・クラーク・カー〔米・英の駐ソ大使〕諸氏は、前記の方針に従い、現在する政府を再編成する目的をめざして、委員会を構成し、現在する臨時政府閣僚およびポーランド内外からの民主的ポーランド人指導者たちと、まずモスクワにおいて協議する権限があたえられた。右のポーランド举国臨時政府は、普通かつ無記名投票を基礎とする、自由な拘束のない選挙を、なるべくすみやかに実施することを誓約しなければならない。右の選挙には、すべての民主主義的党派および反ナチス党派が参加し、かつ候補者を出す権利を有する。

ポーランド举国臨時政府が右に従って適切に組織された場合、現在するポーランド臨時政権〔ルブリン委員会政権〕と現に外交関係を維持するソヴェト社会主義共和国連邦、そしてまた、連合王国政府およびアメリカ合衆国政府は、あらたなるポーランド举国臨時政府との外交関係を樹立し、かつ大使を交換する。右の諸政府は、これら大使の報告によってポーランド国内の状況を通報されることになる。

前記三名の政府首班は、ポーランドの東部国境はカーゼン線に従い、ある一部の地域においてはポーランドに有利にカーゼン線から5ないし8キロメートル離れなければならないと考える。右の三首班は、ポーランドが北部および西部において相当の付加領域を受取らなければならないことを承認する。右の三首班は、付加領域の範囲について、しかるべき時期にポーランド举国臨

時政府の意見が求められなければならない、また西部国境の最終的な画定はその後の平和会議を待たなければならないと感ずるものである。」<sup>(15)</sup>（同上、314～315ページ）

(15) このヤルタ協定全文は、1945年2月11日に調印されたもので、ここに引用した藤村による邦訳は、出典は明示されていないが、同書では、全14章にわたり、2段組みで309～317ページの9ページにわたっている。なお、この全文は、ロシア語では、「Крымская Конференция Руководителей трех Союзных Держав—СССР, США и Великобритании, 4—11 февраля 1945г. 1979, Политиздат」と題し、「Советский Союз на Международных Конференциях Периода Великой Отечественной Войны, 1941—1945 гг.」のシリーズの一つとして出版された書物の文章とおおむね合致する。このロシア語本は、クリミヤ（ヤルタ）会談における公式文書を収録したものである。なお、同会談における英・米・ソ三国指導者の手紙や提案などは、Antony Polonsky ed, «The Great Powers and the Polish Question», 1941～1945 —A Documentary Study in Cold War Origins（1976, The London School of Economics and Political Science）において、資料、No.123 (P. 242～244) から資料、No.129 (p. 248～249) として、別にコミュニケのなかのポーランドに関する部分（第6項）が資料、No.130 (p. 249～251) として、掲載されている。しかし、どういう訳か、協定全文のポーランド問題部分は掲載されていない。

藤村信は、この協定文を評価して、スターリンの基本的な成功とみている。その理由は、以下の通りである。

- ① ルブリン委員会政権を「臨時政権」として英・米側に認めさせることに成功した。他方、ロンドン亡命政権について書くことは、回避された。
- ② 英・米側の新政権構想（二つの旧政権のご破算と新挙国政権の樹立）の後退。
- ③ 英・米首脳が提案した総選挙監視「国際委員会」設置プランの消滅——スターリンによる思いのままの選挙のやり方への白紙委任。（同上、134～135ページ）

その通りといえよう。同時に、このスターリンのやり方とかかわって、トルーマンによる戦後の「冷い戦争」の開始の「礎石」がおかれたとする、注目すべき見解もある。<sup>(16)</sup>。

(16) 戦後の「冷い戦争」の開始の端緒として、トルーマンのもとでの広島・長崎への原爆投下をあげる説は、これまで一部でみられた。それに対し、この見解は問題をさらにさかのぼってみていることになる。

D・F・フレミングによれば、この戦後ポーランド政権をめぐる英・米とソ連の首脳たちのやりとり、とりわけスターリンの態度に対するトルーマンの怒りが、戦後の「冷い戦争」の開始にとって「礎石」となった、というのである。

彼によれば、テヘラン、ヤルタの両会談にルーズヴェルトの随員として参加したメリーヒ提督が、ルーズヴェルト急死後大統領に就任したトルーマンに、連日、情勢について報告したが、その報告を聞いたトルーマンが、11日目に、この戦後ポーランド政権問題とかかわってソ連を「非友好的国家」とみなすようになった。そして、1945年4月23日、スターリンがトルーマンの大統領就任を祝ってアメリカへ派遣したモロトフ外相がトルーマンの部屋に招じ入れられたとき、メリーヒ提督とチャールズ・ボーレンがいた席で、「新大統領は、ただちにモロトフに対して、新しいポーランド政府の性格についてヤルタ会談で取り決めた協定を、ソヴェトが実行しなかったので、アメリカ側は不快の念をいだいていることを、一点の疑問の余地もないほど明らかにした。」(D・F・フレミング著、小幡操訳、『現代国際政治史、II—冷たい戦いとその起源』、「ヨーロッパの冷たい戦い、1945—1950年」(1967年、岩波書店、8ページ) メリーヒは、このトルーマンの「ことば——丁寧な外交辞令の文飾など一切ない、ぶっきらぼうなことばは、私によろこびを通り越したものさえ感じさせた」(同上、8ページ) そうであるが、同席していたチャールズ・ボーレンも、後に

バーンズに、「第一級の要人があれほどがみがみ言われたのを聞いたことがない」(同上, 9 ページ) と語ったそうである。その 10 年後、モロトフは、トルーマンの国連総会の記念集会での演説を聞くことを拒否したようである。

このような経緯をみたうえで、D・F・フレミングは、「冷たい戦いの礎石は、すでにトルーマンがモロトフに鞭打ちを加えたあの (1945 年—柴田) 4 月 23 日に置かれていた」(同上, 9 ページ), と判断している。

ともあれ、以上の経緯を経て、1945 年 6 月 28 日、臨時政府 (ルブリン委員会) が改組され、ポーランド挙国臨時政府が発足した。

1944 年 8 月のスターリンとミコワイチクとのモスクワ協定では、農民党が全議席の 3 分の 1, つまり 145 議席をえることになっていた。

しかし、実際に成立した挙国臨時政府では、労働者党が多数かつ主要ポストをしめた。その構成は、以下の通りである。

大統領	B・ビエルート (労働者党)
首 相	O・モラフスキ (社会党)
副首相	W・ゴムウカ (労働者党)
同	S・ミコワイチク (農民党, 農相・農業改革相兼任)
国防省	R・ジミエルスキ (無党派)
外 相	W・ジモフスキ (民主党)
内 相	W・キエルニク (農民党)
公安相	S・ラトキエヴィチ (労働者党)
蔵 相	K・ドンプロフスキ (社会党)
工業相	H・ミンツ (労働者党)
再建相	M・カチョロフスキ (社会党)
商業相	J・シタヘルスキ (労働者党)
外国貿易相	S・イェンドルイホフスキ (労働者党)
交通相	J・ラバノフスキ (民主党)
郵政相	M・トウーグット (農民党)
司法相	H・シフィオントコフスキ (社会党)
労働相	J・スタインチク (社会党)
公共衛生相	F・リトヴィン (社会党)
文 相	C・ヴィツェフ (農民党)
文芸相	W・コヴァルスキ (農民党)
情報相	S・マトシェフスキ (社会党)
山林相	J・トゥカチョフ (労働者党)

(阪東宏編著、前掲書、41 ページ)

こうして成立した「挙国臨時政府」は「構成と綱領からみてポーランド国民解放委員会の直接

の継承者であった。」(Институт Славяноведения. А. Н. СССР, “Очерк истории Народной Польши”, 1965, Цзд, Наука, стр. 82)

他方、農民党（新人民党）がビエルート議長から与えられた議席は30にすぎず、1945～1946年会期にも72議席にすぎず、先述の1944年8月のモスクワ協定とくらべれば、後者でさえ、協定の半分に1議席不足であった。

ヤルタ協定で約束されていた挙国臨時政府のもとでの普通・秘密選挙では、当時党員数を約3万人に増やしていたとはいえ、労働者党的勝利は、困難であった。それには、まず戦前からの歴史的諸経験に加えた戦争中の上述した歴史的諸経験にもとづく、国民の間での根強い反ロシア・反ソヴェト感情と反共感情があった。さらに、戦時中から戦争直後にかけての通貨政策の混乱（4つの通貨——ドイツ・マルク、ドイツ占領軍発行のズローティ、ソ連のルーブリ、ポーランド国内国民評議会（PKWN）が発行したズローティ——の流通）とインフレーションの激化、累積債務の増大、領土変更にともなう農地の縮小などの経済的困難に直面していた。

そのうえ、労働者党にとり、党勢が増大しつつあったとはいえ、国民の間での支持基盤はまだ狭く、政党間の勢力関係をみれば、まだ不利な状況にあった。不完全な資料とされているが、1944年11月現在の各級国民評議会における政党間の力関係は以下のとおりであった。ポーランド労働者党（PPR）544人、ポーランド社会党（PPS）216人、農民党（SL）1,591人、農民大隊（Bch）137人、無所属2,728人であった。（A・Polonsky & B・Drukier ed, “The Beginnings of Communist Rule in Poland, December 1943—June 1945”, 1980, Routledge & Kegan Paul, p. 34）

そこで、ポーランド政府がとった措置は、以下のようなものであった。

ソ連軍の駐留と戦時中ソ連で編成されたポーランド軍を中心とした軍隊および労働者党員が中心となっていた民警などの武力装置を背景に（旧亡命政府傘下の最強力武隊アンデルス部隊は国外にあり、国内軍もワルシャワ蜂起の敗北で大打撃をうけ、他の部隊もソ連軍によって解体されたりしていた）、政府がとった措置は、まず、総選挙の実施の引き延ばしであった。ついで、労働者党と同調者が打ち出した措置は、特定テーマによる「国民投票」であった。これは、当時としてはほとんど反対者のいないテーマによるもので、「妙案」であった。

それは、以下のテーマである。①、上院の廃止への賛否。②、土地改革と国有化への賛否。③、新西部国境線への賛否。

ミコワイチクは、もともと上院廃止論者であったが、このときは農民党の党勢拡大のため、上院廃止への反対を指令した。しかし、国民投票の結果、63%が上院廃止を支持した。農民党の指導者は、多くの投票所で警察が不正投票を手伝ったと投票結果の有効性に異議を唱えたが、問題にされなかった。さらに警察をにぎった労働者党は、スターリン流の秘密政治警察組織をつくりあげ、選挙が近づくにつれて、農民党とその支持者への弾圧を強めた。

ミコワイチクは、帰国後、ルブリン委員会に参加していた人民党の指導者（委員長バヌチク、書記長シチビオレク）と接触した結果、全国的に党を再編成しようとした。これに対し、労働者党は党員を動員してバヌチクを党から除名した。ミコワイチクは、ポーランド人民党（PSL）とい

う新党を結成したが、その後まもなく、執行委員コイデルが誘拐されたうえ、労働者党員によって殺害された。シチビオレクも制服の保安警察官によって殺害された。特別調査委員会を設置せよというミコワイチクの要求にたいし、労働者党は「保安省への不信任」の表明としていったんは拒否し、結局は委員会は設けられたが、何もしなかった。

ポーランド人民党第1回大会は、1946年1月19日に開かれた。当時公称60万人の党員を擁していた。ミコワイチクが委員長になり、とくに農民の利益のための社会的改革、法規の尊重、裁判所と地方自治の独立などを要求する諸決議を採択した。政府ブロックは、1947年1月に定められていた議会選挙のための合同リストを作成しつつあったが、議席の4分の3を要求するミコワイチクとポーランド人民党にたいし、その支持者にたいする警察のテロ行為が増大し、マスコミは「イギリスの手先」呼ばわりをされた。

議会選挙が近づくにつれて、ミコワイチクとポーランド人民党にたいする迫害が強められた。イギリス大使の個人的友人グロチョルスキー伯が、「地下組織」を代表して彼に情報を流していたという口実で処刑された。元国内軍将校ルツェペツキーが、ミコワイチクがゲリラ組織に対し政府武力レジスタンスを続けるよう助言した、と「自白」した。ミコワイチクによれば、選挙期間中に10万人以上が投獄され、142名の党所属候補者が逮捕された。52選挙区のうち国民の約4分の1の人口をしめる10選挙区においてポーランド人民党の候補者リストは失格とされた。多くの選挙区で「自主的公開投票」が行われ、労働者たちは隊伍を組んで投票所へ行進することを強制された。

政府は、また、農民票を分散させるため、政府ブロックとは別に二つの小政党に独自の候補者を立候補させた。その一つは、ヴィディ・ヴィルスキーの似非労働党と労働者党を代表して党内で活動していることが判明してポーランド人民党（PSL）から除名されたレックの率いるポーランド人民党解放派であった。このポーランド人民党解放派と似非人民党（SL）とが、農民運動の眞の代表であり、ミコワイチクは、反動的將軍・地主・資本家・西側帝国主義の手先であると、宣伝された。

総選挙の公式結果は、政府ブロックが394議席を獲得し、ポーランド人民党は28、偽独立派諸党は22を得た。

コミニンフォルム結成後、ミコワイチクとポーランド人民党とに対する弾圧は、一段と強められ、1947年末、ミコワイチクはついにポーランドを去ることを余儀なくされた<sup>(17)</sup>（ヒュー・セトン－ワトソン著、初岡昌一郎訳、『東欧の革命』、1969、新時代社、232～238ページの叙述による）。

(17) この総選挙における政府によるポーランド人民党弾圧の叙述については、他にも、例えばクラクフ市の場合について、尾上正男によるものもある。（尾上正男著、前掲『現代ソ連外交論観書』、53～54ページ）

ポーランド人民党潰滅後は、1948年12月の共社合同によってポーランド統一労働者党が創設され、後述するように、すでにゴムウカは追放され、「ポーランドのスターリン」、B・ビエルートがその指導的地位をしめており、「人民民主主義」の名のもとで、統一労働者党による一党独裁体制がつくりあげられたのであった。

他方、東ドイツ駐留ソ連軍との連絡・物資補給という口実で、戦後も、ソ連軍は、無協定のままにポーランドに居座り続けた。

さらに、1949年11月、ポーランド生まれとはいえる、ソ連国籍をもつ元帥ロコソフスキイが、ポーランド国防相および軍最高司令官の地位につき、ポーランドは、軍事的に完全にソ連の支配下におかれるようになった。F・フェイトによれば、これは「政治粛清の波のひとつの側面」であり、「ポーランドの軍隊のみならず党指導部内部に潜在する民族感情のはげしさをしめすものだった。」(F・フェイト著、前掲書、265～266ページ) 他の東欧諸国の場合と異なり、ゴムウカは投獄はされたが、殺されはしなかったのも、その現われの一つではなかろうか。

このような諸条件のもとで、ポーランドは、経済面でも、ソ連経済復興のために、ソ連政府によって搾取された。

ポーランドは、第二次世界大戦において二度戦場となって大きな経済的被害をこうむったうえに、領土の大幅な変更によって、肥沃な東部領土を失い、かつて工業化されていたが戦争で荒廃した旧東ドイツ領土を入手した。しかし、その結果、農業生産上大きな打撃をうけ、戦前の穀物輸出国が、戦後は穀物輸入国に変わった。他方、工業化は促進されることになった。

このなかで、1946年8月16日、ポ・ソ間で石炭引渡協定が結ばれた。石炭は、ポーランドの重要な生産物であったが、ソ連がポーランドにある旧ドイツ資産への請求権を放棄する代償という条件で、この協定が結ばれた。この協定に従い、ポーランドはソ連にたいし、1946年に800万トン、1947～1950年に毎年1,300万トン、1951年以降1954年1月1日までに毎年1,200万トンを引き渡した。その価格は1トン当たり1.25ドルないし2ドルであった。そしてソ連は、デンマークとスウェーデンに1トン当たり12～16ドルで売っていた。したがって、ポーランドは、ソ連との石炭取引で、年間10億ドル以上の損失をうけていた。しかも、ソ連は、その石炭代価の支払いに東ドイツから受取った賠償物資を当てていた。だから、ソ連は、まったく無償で毎年10億ドル以上タダもうけしていたことになる(尾上正男著、前掲『現代ソ連外交論覚書』、63ページ)。これは、後に、1956年のワルシャワ暴動を機に、ソ連がポーランドに与えた損害を5億ドルとして、それをつぐなうために、ソ連がポーランドに与えた借款の未償還分約21億ルーブル(約5億ドル)の帳消し、1957年度にソ連からポーランドへ140万トンの穀物のクレジットによる供給、7億ドルの長期借款供与という形で解決された(同上、64ページ)。

その際、1939年の独・ソによるポーランド分割時にソ連に強制移住させられた150万人のポーランドへの送還も協定された。

#### (九) 「人民民主主義」論争とゴムウカ失脚問題

戦後、ソ連軍によってナチスの支配から解放された東欧諸国では、ソ連の軍事力を背景としていたとはいえる、形のうえでは、反ファシズム統一戦線が、国によって政治的力関係は異なるにせよ、多少とも発展し、統一戦線にもとづく連合政権が樹立された。それは、ソ連のソヴェト制度

と異なり、「人民民主主義」と呼ばれた。

それは、はじめは「新民主主義」とも呼ばれ、ロシア革命によって成立したソヴェト形態——革命直後のレーニンは、そのロシア的特殊性を強調した——の勤労人民または労働者階級の国家権力とは異なる、第二次世界大戦後の新しい歴史的諸条件のもとで形成されたそれらの新しい国家形態とされた。その形態上の新しい特徴は、複数政党制、秘密投票にもとづく普通・平等選挙制、議会制民主主義の尊重、権力の大衆的基盤としての統一戦線の存在などにあるとされていた。そして、それによって戦後実施された土地改革は、国により経済上の意義は異なるにせよ、民主的な国民的事業という評価を、一般にうけていた。

もっとも、戦後ポーランドで、挙国臨時政府のもとで実施された総選挙は、秘密投票にもとづく普通・平等の選挙とは程遠いものであったが。

また、ポーランドの場合、複数政党制といっても、チェコスロvakiaのように、ロンドン亡命政府と国内の共産党を中心とした抵抗勢力との間の協定にもとづき、亡命政府指導者とその出身政党指導者の国内への正常な復帰のうえに形成されたものと異なり、「大国のつよい要請によってやむなくひとつのテーブルをかこんだ人びとはいぜんとしてともに天をいたしかざる敵同志にとどまっていた。」(F・フェイト著、前掲書、26ページ)

この「人民民主主義」の特徴・歴史的意義をめぐり、ソ連での「ヴァルガ」論争をふくめた国際的な論争が行われた<sup>(18)</sup>。

(18) この論争は、日本共産党の現綱領作成の際にも、スターリン霸権主義の議論をのぞいたままであったが、大きな影響をおよぼした。日本共産党にかかわる部分は意識的に掲載を省略しているが、国際的論争そのものについては、拙稿、「ヨーロッパ人民民主主義論争史」(「歴史評論」、1967年、204～205号、207～208号)を参照されたい。

この「人民民主主義」に関する議論の主役の一人が、ポーランドのゴムウカであった。他には、ディミトロフ(ブルガリア)、ゴットワルド(チェコスロvakia)などがいた。

ゴムウカは、上述したように、ヒトラーのポーランド侵略後、混乱に乗じて脱獄に成功し、国内で抵抗運動にたずさわった。そして、戦時中、ポーランド労働者党創立のためにソ連から派遣してきた元ポーランド共産党員パヴェウ・フィンデルとマルツェル・ノヴァトコがゲシュタポに逮捕された後、同党書記長の地位についた。

彼は、ソ連軍とソ連で編成されたポーランド軍がポーランド全領土を解放し、さらに英・米・ソ連によって新しくポーランド領土に予定された旧ドイツ領土へ進むにつれ、その地域のポーランド化の政策を指導し、上述したように、戦後の挙国臨時政府内で副首相となった。

その際、繰り返し述べてきたように、歴史的に形成されたポーランド人の強い反ロシア・反ソ・反共の感情にもかかわらず、労働者党が政権につき、「重要な切り札」を握ることができたのは、F・フェイトによれば、次のような事情による、とされている。

「ミコワイチクがなかなか協調に応ぜずにぐずぐずしているうちに、共産党(労働者党のこと——引用者、以下同じ)は現場に一番乗りして、警察と軍隊の中核をおさえてしまった。旧ドイ

ツ領土からドイツ人住民は追放されることになったが、この西部地域の再編成にあたったのは共産主義者のゴムウカであった。戦後政策の方向について分裂しているほかの政党幹部たちの士気喪失によってとくをしたのも共産党であった。共産党の側からの浸透も手つだって、これらの伝統的政党は——すくなくとも政党の指導部は——二つに割れてしまっていた。ミコワイチクが帰国したとき、すでにポーランドには同じポーランド社会党を名のる党が二つ、農民党が二つ、民主党が二つあって、いずれもそれぞれ真正派を名のり、一方が共産党との協力に同意すれば、他方は協力を拒否するか、あるいは協力のための代価を極度に高くつりあげていた。共産党はきわめてたくみにこうした分裂からできるかぎりの利益をひきだした。共産党は国内においてごく少数でほとんど知られていなかったにもかかわらず、結束してひとつの積極的なプログラムをもつという点で有利な地位に立ったが、共産党のプログラムは、その大筋をかれらの政敵から借用したものであった。」(同上、27ページ)

もっとも、この最後の一文については疑問がある。民族解放委員会が1943年11月に公表した「大宣言」(上述——26～27ページ参照)がルブリン委員会の事実上の政治綱領となるのであるが、それに類したような政策を亡命政府は発表しておらず、国民の間での「大宣言」の趣旨の普及を恐れた国内軍指導部が、亡命政府にたいし、大幅な社会改革プランの発表を要請していたくらいである。

以上のうえにたって、ゴムウカの「人民民主主義」論をみてみよう。彼はまず、「プロレタリア・ディクタトウラ」という概念を、国家権力の本質としてとらえず、「その一形態、統治形態」としてとらえている。この点には、重要な論点があろう。しかし、今は、それをおいて先に進むこととする。

彼は、二つには、ポーランドとロシアのおかれた歴史的諸条件を多面的に対比させ、その違いを分析しながら、「社会主義への発展のポーランドの道」という概念を提起している。

ゴムウカのいうところを概括すると、次のようなである。政治面では、一つには、複数主義(ただし、野党の存否についてはふれていないし、ミコワイチクが新たに結成したポーランド人民党への対応をみれば、事実上は否定的であったのではないかと推察することもできる)、二つめには、その中の労働者党と社会党との統一行動(早急な合同はいっていなかった)および民主諸政党との協力、三つめには、議会制民主主義への立脚、四つめには、プロレタリア・ディクタトウラの回避(これは、先に指摘した「プロレタリア・ディクタトウラ」概念を国家形態の概念とみていることにかかわるであろう)などをあげていた。

経済面では、国有化部門(これが社会主義部門とは限らないのであるが、その点についての議論はない)、私的資本主義部門、小商品生産部門の共存する複数主義。

このような政治的・経済的特徴をともないながら、社会主義への平和的・漸次的移行をめざすし、そのことが新しい歴史的条件のもとで可能となっている、としていた。

こうして、彼自身の言葉によれば、「わが人民民主主義は、わが経済制度が社会主義経済と資本主義経済の多くの特徴をもっているのとちょうど同じように、社会主義的民主主義の多くの要素

をもち、また自由主義的ブルジョワ民主主義の多くの要素をももっている」、というものであった（“Political Affairs”, 1947, April, —— 1946年11月29日、ワルシャワでの労働者党・社会党活動家集会での演説）。

この規定は、未成熟で、とりわけ「プロレタリア・ディクタトウラ」の理解の仕方、野党の存在の認否、国有化部門の性格の規定のあいまいさ、民主主義における「社会主义的要素」や「ブルジョア自由主義的要素」の内容・相互関連などについて、なお重大な論点を残していた。

しかし、新しい歴史的諸条件のもとでの社会主义への新しい道の探求に関する問題提起として、積極的な意義を持っていた、といえよう。そして、これら各国とその共産党・労働者党の自主性と民主主義とが保障されたうえで、その道に関する論議が深められたならば、有意義な結果をもたらしうる可能性があった、といえよう。

ところが、「冷い戦争」の発生と激化にともない、スターリンは、自身の霸権主義を顧みることなく、自身の意のままになる「一枚岩」の「社会主义陣営」なるものをつくり、さらに世界各国の共産党を支配する手段として、1947年10月5日、「コミンフォルム」（共産党・労働者党情報局）を設立した<sup>(19)</sup>。それへの加盟党は、当初は、ユーゴスラヴィアをはじめ東欧「人民民主主義」諸国の共産党・労働者党、資本主義国では、イタリア・フランスの共産党だけであった。

(19) その機関誌「恒久平和のために、人民民主主義のために」の「編集部は、特別の電信電話回線でモスクワとつながっていて、すべての材料は、……事実上モスクワの統制下にあった。」(A・グエルラ著、坂井信義訳、『コミンフォルム時代』、1981年、大月書店、205ページ)

その最初に槍玉にあげられるのが、自力で国土をナチスの支配から解放する人民のたたかいを指導した、ユーゴスラヴィア共産党とその指導者チトーであった。彼らは、ヨーロッパの共産党・労働者党にたいするその高い権威により、「コミンフォルム」創立会議では、スターリンから中心的役割を与えられた。そして、スターリンは、ユーゴスラヴィア共産党とチトーに対し、ソ連党による同国支配のための諸施策の同国内での実施の容認を強要した。

チトーと同国共産党は、それに強く反撥した。

スターリンたちは、そのことによって、チトーと同党を、1948年のコミンフォルムの第2回会議で、「民族主義の党」、「ファシストの党」とののしり、コミンフォルムから除名した。ハンガリーのラーコシや、ルーマニアのゲオルギー・ゲオルギュー・デジたちは、いち早くそれに同調した。

他方、ゴムウカ（ポーランド）、ディミトロフとコラロフ（ブルガリア）、ナジとライク（ハンガリア）、チェコ指導者の一部は、陰に陽にチトーを擁護した。

スターリンとソ連共産党は、ユーゴをはじめとする東欧各国共産党・労働者党内に、自分たちに迎合する分派をつくり、各国党内のチトー擁護者たちを、「民族主義者」、「ファシスト」の名目で、「デッチあげ裁判」により、処刑させた。チェコスロヴァキアの場合には、同国がナチスの被侵略国の立場にあり、戦後の統一戦線政府が比較的順調に形成され、国土の一部が米軍によって解放されたこともあり、いち早く1945年末にソ・米軍とともに同時に撤退したという諸条件のも

とで、他の諸国よりは、当初、相対的に自主的・平和的な道を歩むことができた。

このような諸条件のもとで、スターリンにより、チトーについて槍玉にあげられたのが、ゴムウカであった、ということができよう。

彼は、まず、「コミンフォルム」の設立そのものに、「かなり冷淡」(G・ボッファ著、坂井信義訳、『ソ連邦史』、④、1980年、大月書店、22ページ)であった。あるいは、「情報局の設置に反対する傾向をもつ一定の留保と傾向」(A・グエルラ著、前掲書、182ページ)という態度をとっていた。

次に、彼は、コミンフォルムによるチトー断罪の際には、「ユーゴスラヴィアとの調停の試み」(G・ボッファ著、前掲書、82ページ)を行った。

ゴムウカは、その努力が無に帰した後は、「断罪が彼の党内にまで波及するのを防止しようとさらに努力した。彼の関心は彼にとって決定的と思える2点をゆずらないことにあった。すなわち、その一点は、国民の大多数から支持されているとわかっていたポーランド労働運動の民族的感情と願望を擁護することの必要であり、他の一点は、ポーランドの農村で集団化を行うことと、農村問題をクラークに対する闘争という姿勢でとらえることは不可能ということであった。したがって彼は、社会党との合同<sup>(20)</sup>という彼の構想を弁護した。この構想は、とりわけ民族問題に関して社会党が保持している思想的遺産を守るものであった。この方針はモスクワから不快の目で見られ、ポーランド党の首脳部内でさえ主流にはなりえなかった。ゴムウカは指導部の過半数と対立する結果となった。」(同上、82ページ)

(20) この「合同」という訳語のイタリア語の原語は、fusioneである。この言葉だけの意味としては、この邦訳もありえよう。しかし、本稿40ページで紹介したゴムウカの「人民民主主義」論は、その第2点で「社会主义への発展のポーランドの道」という概念を提起し、その内容の二つ目で、労働者党と社会党との統一行動を主張している。また、ここに引用したボッファの文章の文脈からみれば、これは「合同」ではなく、「堅い共同」とでもいうべきではなかろうか。あえて問題を提起する。

では、ゴムウカに反対した勢力の先頭に立ったのは誰であろうか。それは、モスクワ帰りの「ポーランドのスターリン」、B・ビエルートであった。彼は、モスクワから送りこまれた初代労働者党書記長マルセリ・ノヴォトコが1942年11月にワルシャワで逮捕され、ついで1943年秋に第2代書記長パウエル・フィンダーと中央委員マウゴルザータ・フォルナルスカが逮捕された後、労働者党を再組織するため、ロシアから送りこまれた。そして、国内国民評議会が設立されると議長につき、戦後举国臨時政府が結成されると大統領に就任した。

彼は、ゴムウカが、自分たちの狭い政治的基盤を拡大するため、左翼や中間派の他の政党指導者と接触しようとしていたのにたいし、日和見主義者と非難した。こうして、労働者党内に、ゴムウカらの「民族派」とビエルートらの「モスクワ派」とが形成された<sup>(21)</sup>。

(21) A・グエルラ著、前掲書によれば、ビエルートの反ゴムウカ分派が形成されたのは、コミンフォルム創設時であるかのように述べている。しかし本文で引用しているデュエノウスキが述べているところによれば、時期は明示されていないものの、戦時のレジスタンス期にビエルートのソ連からの帰国後のこととされている。

ヂェワノウスキによれば、この間の事情は、次のように述べられている。

「党固有の弱さ（政治的支持基盤の狭さのことであろう——柴田）を自覚していた前者（ゴムウカ——柴田）は、注意深さと妥協の意思を保っていた。ソヴェトの全力をあげての支援を信じていた後者は、党に大胆な路線をとるよう迫った。両グループは共通の目標——共産主義者による権力の獲得——をめざしながらも、戦術面では根本的に違っていた。『モスクワ派』は、どのような場合にも、彼らを権力につかせてくれる彼らの保護者の軍事力を強めようとした。『民族派』は、左翼と中間派のあらゆるグループを含む、より代議的な手段をつくりだすことを欲した。『モスクワ派』は、『民族派』を外観的には革命的だが基本的には反革命の『大根野郎』と告発した。他方、彼ら自身は、いろいろな意味で革命的な『火付け役』であった。」（M・K・Dziewanowski, "The Communist Party of Poland", 2nd ed, 174 ページ）

このようなソ連党の支持を後楯とした、ポーランド労働者党内の『モスクワ派』による『民族派』にたいする闘争が最高潮に達したのが、コミンフォルムによるチトー「破門」以後のスターリン主義の「輸出」の強化とあいまって、「民族主義」的異端者摘発のキャンペーンの高まりのなかであった。ゴムウカは書記長を解任されてビエルートが後をおそい（1948年9月3日）、ついで党からの除名（1949年11月11日）、そして逮捕（同年）にいたった。

1948年9月、ゴムウカの書記長解任とビエルートの同就任を決定したポーランド労働者党中央委員会総会は、ビエルートの報告にもとづき、ゴムウカの「誤り」の原則的・イデオロギー的性格をもつ「四つの基本的源泉」を指摘していた。

第一は、「人民民主主義国とソ連邦との間の相互関係のもつ思想的内容の本質および反帝国主義闘争の国際戦線におけるソ連共産党の指導的役割を充分理解していないこと。」

第二は、「甚しい民族主義的傾向。」

第三は、「克服しきれず、絶えず抬頭する社会民主主義的觀念。」

第四は、「貧農および中農の搾取によって私腹を肥やしている資本主義分子との闘争を排除しようとする傾向（これは事実上彼等との妥協に導いた）。」（日刊労働通信社編、『コミンフォルム重要文献集』、1953、日刊労働通信社、106 ページ）

ポーランドの社会主义への移行の道とソ連におけるその道との関わりについては、それは、次のように述べている。

「ポーランドにおける人民民主主義を解明するに当って、ポーランドの社会主义への道が一般的な社会主义への道の一過程であって、換言すればソ連邦における社会主义建設の経験を尊重しつつも、わが国の歴史的可能性とポーランドの歴史的発展の特殊条件を閑却しない一つの過程にすぎないという真理を黙過し強調しないという傾向である。」（同上、168 ページ）

また、スターリンの「社会主义建設にともなう階級闘争激化論」（これは、とくに農村における国家権力による強制的・暴力的「集団化」と関連してのべられていた）とのかかわりについては、次のように述べている。

「人民民主主義の発達について、階級闘争を激化させることなく（とくに農村において然り）自

動主義を利用したこと。これはとくに農村の富者に対し、貧者と同等の条件で機械ステーションを利用する機会を提供したことと共に事実上資本主義分子の強化を助けた。」(同上、169ページ)

他に、同決議は、ゴムウカ批判の一つとして、上述した「コミニフォルムの創設について好感をもたなかったこと」(同上、169ページ)をもあげている。

以上、この決議は、次のことを示している。①、ソ連共産党を国際共産主義運動における指導党として、特別の地位と役割を認めること。②、ソ連におけるスターリン流の「社会主義」建設の経験を「一般的真理」とし、基本的に同じ道を歩むべきことを、主張していること。③、社会主義建設にともなう「階級闘争激化論」というスターリンのテーゼをもち出して、とくに農村で階級闘争を激化させるべきことを主張している。④、それらを認めないゴムウカに対して、「民族主義的偏向」、「右翼的偏向」というレッテルを貼っている。⑤、コミニフォルム創設に好意を示さなかつたことに対する非難、など。

こうして、「ポーランドにおける人民民主主義」がソ連における社会主義建設の経験に示される「一般的な社会主義への道の一過程」とされたとき、他の中・東・南欧諸国の場合もそうであるが、ポーランド人民民主主義が形骸化し、スターリン型体制への転化の重要な転機となった。ゴムウカの党からの除名・逮捕、労働者党と社会党左翼との合同、ロコソフスキのポーランド国防大臣への就任をはじめとするソ連人によるポーランドの多くの要職の掌握、第一次六ヵ年経済計画の実施などは、それぞれその過程の各契機をしめすものであった。

なお、ソ連共産党第20回大会(1956年)に出席していたビエルートがモスクワで急死したと伝えられたが、同年10月に復活したゴムウカのもとで彼の通訳をしていたエルビン・ワイトのいうところによれば、ポーランド党幹部たちの話を傍で聞いた話として、ビエルートがフルシチョフによる「スターリン批判の秘密報告」が行われることを知り、事前に何度かフルシチョフを訪れようとしたが、門前払いを食わされたあげく、ピストル自殺をしたらしい、とのことである(エルビン・ワイト著、黒川剛訳、『東欧の影——ポーランド第一書記ゴムウカ通訳の内幕記』、1972年、サイマル出版会、24ページ)。

ゴムウカは、1956年の「ポーランドの十月の春」により、統一労働者党第一書記に復活した。そして、ロコソフスキの国防大臣解任をはじめ、農業の強制的協同組合化の廃止と個人農の復活など、一定の民主化措置をとった。しかし、当時は、すでに、ポーランド統一労働者党と国家機構の癒着と事実上の一党制、官僚主義など、スターリン型体制化がすんでおり、ポーランドの進路を、かつて彼がとなえた政治的・経済的複数主義と議会制民主主義の道に切りかえることはできなかつたのであろう。それどころか、その体制のなかにはまりこんだ彼は、1968年の「プラハの春」に対するワルシャワ機構軍による軍事介入をもっとも強く主張するまでに、転落してしまった。

## おわりに

以上、はじめにしめした本稿の課題についての叙述を終える。このポ・ソ関係にしめされているスターリンの霸権主義は、冒頭でみた科学的社会主义の創造者たち、とくにレーニンの民族問題にかんする考え方とは、異質のものと考えざるをえない。

このようなスターリンの霸権主義が、どのような「理論的根拠」にもとづいて行われえたのか、検討されるべきであろう。

しかし、その前提として、他の中・東・南欧諸国にたいするスターリンの霸権主義の現われについて、さらに追求されるべきであろう。

それらの研究が、今後における筆者の研究課題として提起されていることを確認して、本稿を閉じる次第である。